

令和7年第2回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年 6月 3日
本日の会議 令和7年 6月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀眞議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木秀一君	議事課長	山口聰一朗君
課長補佐	江口美和子君	主査	山村潤哉君

説明のため出席した者

町長	吉田慎一君	副町長	荒木重臣君
教育長	金崎良一君	総務部長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山崎禎三君
住民福祉部長	宮司裕子君	健康保険部長	山本昭彦君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	田中一之君
教育次長	荒木隆君	企画財政部理事	中村元則君
教育委員会理事	鳥山勝美君	住民福祉部理事	細田愛二君
総務課長	大山康彦君	地域安全課長	山口聰一朗君
財政課長	北野靖之君	都市計画課長	前田将範君
福祉課長	川内佳代子君	教育総務課長	久原和彦君

本日の会議に付した案件・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
散会 16時20分

令和7年第2回長与町議会定例会 議事日程（第2号）

令和7年6月4日(水)
午前9時30分開議

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、竹中悟議員の町長のリーダーシップについての質問を許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。1番バッターとして非常に緊張をしております。昨日の全協の中でも大変私も怖い目にあっておりましたので、今日は静かにおとなしく質問させていただきたいと思います。まず、申し訳ありませんが、数字の訂正をお願いしたいと思います。10行目の20万円という数字が書いてあると思いますが、これは200万円の間違いでございます。誠に申し訳ございません。訂正をしていただきたいと、そのように思っています。それでは質問をさせていただきます。町長のリーダーシップについて質問をさせていただきます。幸福度日本一を提唱し情報インフラの確立を公約に立候補され、はや13年がたちましたが、最近は情報インフラの話も全く耳にすることもなく、どうなったのでしょうか。言葉遊びは必要ないと私は思っています。今回は本町が抱える問題につきまして、多方面からお尋ねをいたします。去る3月22日、高田南宅地整備事業竣工記念式典が大変な費用をかけ、盛大に行われました。高田南土地区画整理事業は、昭和59年に都市計画決定が行われ、61年から施行された長崎県委託事業であります。当時の町の一般会計予算は約60億円、当該事業にかかる費用は110億円という、誰が見ても無謀かつ無責任な公共による乱開発でございました。現在では337億円と途方もない事業費になっており、住民の負担を考えますと1世帯、ここが20万円が200万円ですね。200万円の負担に相当します。一番の問題は、40年にわたり移住を余儀なくされた地権者のご苦労であり、計り知れないものがあります。まだ事業終了までに残工事、換地事務、測量業務、保留地問題が残されており、あと何年かかるか分からぬのに竣工式の意図は全く理解できません。また、今後発生する保留地処分、それから40年前の劣化した土地改修事業等、最大の問題は、当該開発に伴うアクセス道路の見通しは全く立っていない。アクセス道路を含め長与町の将来像について質問をいたします。（1）町の将来像について、お尋ねをいたします。有効土地利用を含みます。（2）財政健全化対策について、お尋ねをいたします。（3）副町長人事について、お尋ねをいたします。（4）丸田荘事件隠蔽について、お尋ねをいたします。（5）新図書館等複合施設契約について、お尋ねをいたします。（6）高田南土地区画整理事業に伴うアクセス道路について、お尋ねをします。以上質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今回、質問者の第1番目の質問者であります竹中議員の質問にお答えをします。町長のリーダーシップということでございましてね。1番目が町の将来像についてのお尋ねでございます。令和3年度から10年間の基本構想、昨日もやりましたけども、基本構想におきまして、まちの将来像を「人・緑・未来 つなぎはぐくむ ながよ～幸福度日本一のまちをつくる～」と掲げ、その実現に向けて、私はソフトとハードの両面からまちづくりを行ってきておるところでございます。まず、ソフト面で申し上げますと、施策の柱でありますのが子育て、教育、健康づくり、それに遊び心を加えまして、町民をはじめ大学や企業とも連携を図りながら、活気と安らぎに満ちた魅力あるまちづくり、選ばれるまちづくり、100年安心のまちづくりに邁進しているところでございます。そして、ハードの面から申し上げますと、土地利用の方向性といったしまして長与町都市計画マスターplanというのがございます。このマスターplanにのっとりまして、豊かな自然環境を守り育てながら便利で快適なまちづくりを進めておるところでございます。そして、各地域の特性を生かしつつコンパクトで利便性の高い市街地の形成、また、景観を守り育てるまちづくりを展開をしております。このようにソフト面におきまして町をプラスアップし、多くの方々に住んでいただけるような、そういったインフラづくりをつくり、皆さん方を町の方に誘致をしていきたいというふうに考えておるところでございます。2点目でございます。財政健全化対策についてのお尋ねでございます。健全な財政運営を維持するためには、まず自主財源の確保、これに努めると同時に事業の見直し等における歳出節減を図りながら、歳入と歳出のバランス、このバランスを保つことが重要であるというふうに思っております。そしてかつ最小の経費で最大の効果を上げる。そのような効率的な財政運営、これを行うことが肝要ではないかと。本町におきましても事業の緊急性あるいは優先順位、また、基金や起債の残高ならびに充当可能な財源、こういったものを見極めつつ、中長期的な財政シミュレーションを繰り返していくと同時に、適正な事業の構築とコストの管理、加えまして予算編成における平準化、適正管理に努めるなど、できる限りの財政健全化対策を講じているところでございます。現時点で、健全化の指標、これにつきましては問題はないものの財政構造の硬直化は進んでおりますので、指標の数値に一喜一憂することなく、今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。3点目の副町長人事についてのご質問でございます。皆さま方ご承知のとおり、3月に開催されました令和7年第1回定例会におきまして、鈴木前副町長の後任といたしまして、荒木重臣氏を副町長とする人事案を提出させていただいたところでございます。副町長につきましては、町長を補佐し行政運営を円滑に進めるための重要なポジションであり、実務的な部分におきましても地域の課題解決や政策推進におきまして、大きな役割を担っていただいておるところでございます。そのため副町長には、信頼される人柄はもとより豊富な経験や行政運営における専門知識が求められるこ

とは言うまでもございません。それを踏まえた上で副町長の後任人事につきましては、時間をかけて熟慮を重ね本人とも話をしていく中で、これまでのさまざまな経験が今後の長与町の行政運営にプラスになるものと考え、議会へご提案をさせていただいたところでございます。3月の定例会の中では、いろんなご懸念やご指摘を頂戴いたしましたが、今後も議会の皆さん方と力を合わせまして長与町の発展に努力してまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げたいとそのように思っております。

4点目でございます。丸田荘事件隠蔽についてのお尋ねでございます。本町が管理しております丸田荘入浴施設を今年2月下旬から約2週間、臨時休館した件のご指摘と捉えてお答えをいたします。当案件は、2月の水質検査におきまして水源と同じとする3つの浴槽のうち、1カ所からのみレジオネラ菌が検出されたことから再検査を実施するため臨時休館としたものでございます。公表のタイミングにつきましては、再検査におきまして再度検出された場合と考えておりましたが、再検査の結果が陰性だったため公表には至りませんでした。また、臨時休館の理由を設備点検のためとしたことにつきましては、利用者の皆さんへ不要なそしてまた過度の不安を与えたくないという思いと、水質検査は通常実施している施設設備点検と同様かと考えているからでございます。今回の経緯につきましては、既にホームページへの掲載や丸田荘玄関へ詳細な内容を掲示して周知を行っておるところでございます。今後も利用者の皆さんに安心して利用していただけるよう管理運営に努めていくとともに、休館等の事態が発生した場合は適切な周知を行ってまいりたいと、そのように考えております。5点目でございます。新図書館等複合施設契約についてのお尋ねでございます。新図書館等複合施設の工事請負契約につきましては、地元事業者の育成の観点も踏まえまして、建設工事を一括発注ではなく分離発注といたしております。また、建築本体工事におきましては、3社共同企業体といたしまして、そのうち1社は長崎振興局管内という要件を設定したところでございます。入札につきましては令和7年2月13日に建築工事、同じ2月14日に電気工事、機械工事の入札を実施をいたしまして、3月議会におきまして工事請負契約の締結議案の議決をいただいたところでございました。5月7日には起工式が行われ、いよいよ建設工事が始まりました。工事期間中は、歩行者の安全確保や工事車両の誘導などの安全対策に努め、皆さんに愛される施設となるよう整備を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。6点目でございます。高田南土地区画整理事業に伴うアクセス道路についての問い合わせでございます。高田南土地区画整理事業に伴うアクセス道路の整備につきましては、現在、道ノ尾駅周辺で長崎市が施工しております都市計画道路道の尾駅前線が、一部未整備となっておるところでございます。当該道路の整備につきましては、長崎市は令和6年7月に開催されました長崎県公共工事監視委員会におきまして、用地取得の難航、それと国道206号への接続の検討、協議に時間を要しているが、現在の進捗率は事業費ベースで41%、用地進捗率は面積ベースで84%となっておりまして、代替案の可能性はないとして事業期間を令和7年度末から令和

12年度末に延長をし、継続を実施する意向を示しているところでございます。今後につきましては、長崎県、長崎市、時津町、長与町で構成されております長崎北部の渋滞対策協議会におきまして、長崎市に早期完成に向けた協議、要望を行っていきたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは再質問を行います。長与町議会会議規則第61条および議員必携に基づきまして質問をいたします。質問の1、2、6につきましては、関連性がありランダムな質問になりますので、まずは3番、4番、5番の事件について、総括の意味で先行質問をいたします。3番目の副町長人事につきまして、まず質問をいたします。この質問に対しましては、去る3月定例会におきまして質疑を私はしております。今回は質問であります。質疑は議員に対する可否の参考のためのものであり、質問とは意味が違います。明確な回答を頂きたいと思います。まず町長に質問の前に、質問をするための要素といったしまして、まずは副町長にお尋ねします。昨年5月、町議補欠選において住民の信頼を頂けず落選をされました。議員というものは、行政の監視役と提言が一番の役割であります。住民の代弁者として住民の信任を頂き、これ選挙でございます。拝命をするわけでありますが、当時あなたはどのような決意の下、補欠選に臨まれたのか。これについてお答えをしてください。

○議長（安藤克彦議員）

荒木副町長。

○副町長（荒木重臣君）

昨年ちょうど町議の補選に出馬したんですが、そのときは私は地元の自治会の代表として地元自治会に町議の方がいなかつたものですから、周りから進められて出馬の決意をしたところでございます。これはもう議員になつたら地元のため、自治会のため、頑張ろうと思って出馬いたしました。今回、副町長に任命された、引き受けたのはですね、今度は執行、行政の立場から住民のために頑張ろうという同じような内容でございます。議員としても行政としても最終の目標というのは、住民の幸せでしょうから、その点、私は特に違和感は感じおりませんでした。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

あなたのね、今の回答はね、非常におかしいんですよ。要は議員というのは、もちろん自治会とか、そういうのは推薦していただかないと選挙に勝てませんからね。しかし、信念の下、俺はこの長与町のために命を賭して住民のためにやるんだと、そういう決意を持って私たちは選挙をして、それで直接選挙をしてるんですよ。しかし、自治会の推

薦でそんならやってみようかなと、そういう軽い考えでされると私たちは困ります。はっきり言ってね。二元代表制の中で昨日も町長はいろいろ言わされたように、私たちは議決権を持ってる。執行側が結局執行するのに対して、おかしな部分があれば私たちはそれを指摘して議決権で止めることができる。それだけの重要な私たちは力を持ってるわけですよ。その中で要は考え方とすれば、要はそれをするということで意思を固めて選挙に出てるわけですね。そして、今度は行政側に出て、これちょっと話違うんですけどね。今回の福祉協議会の理事の問題がちょっと、私はたくさん、言葉として入ってるんです。情報としてね。この中で社協というのは、これは社協の事業法というのがあって、要は行政側からの圧力とか、そういうことは許されないんですね。これ福岡県のこれは鞍手町だったかな。ここでやっぱり問題になって町長が謝罪をしてる。要は結局その事例があるんですよ。あなたは笑ってるかもしれないけどね。そういう事例があるんだよね、はっきり言って。それをそのことを要はこれは事務局の件だったね。しかし、理事についても私たちが結局、長与町から社協に対して、7,300万円ほどの補助をいつも出してるよ。あなたは発言権、全くない。それでね、それは私はこれを仮定として言つてゐるわけ、それについてあなたはその要は結局その理事に対して、新しい理事に対してのお願いをされてるという経緯がある。私はそれを何回も聞いてる。それは不当なことですよ。私たち議員とすれば、そういうことを正すために私たちはいるんですよ。議員としてね。それを間違えないようにしてくださいよ。だからそれもあると。そういう中でもう既にそういうことでやってるんだと。そうすれば実際に議員として本当に結局行政のおかしいところを突くという仕事は、していないってことですよ。考えてないということですよ。だから180度転換されたその意思をもう一度聞かしてください、副町長。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

意思を聞かせてくださいと言われても、私は町のために頑張ろうと思ってやっている。議員に上がったときも落選はしましたけど、そのときはそのときでみんなのために頑張ろうと思って手を挙げた。そういう理由しか特ないです。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

やはりね。私たちはなぜ私はこのことを強く言うかというのは、住民の方に誤解されるんですよ。私たちがいい加減の気持ちで選挙に出てるんじゃないんです。直接選挙で選ばれた人がこの場にいるわけですよ。そして、議員というのは、やっぱり住民の生活、そして住民の代弁者として行政に対して物を申すということで、その決意の下で一生懸命みんな選挙を戦ってるんです。そして、信任を得て議員になるんです。落ちればただ

の人なんですよ。だからそれを自分の信念を通すために選挙、直接選挙やるんですよ。それをあなた勘違いしないでくださいよ。これ以上のことは申し上げない。今度は町長にお尋ねします。今回ね、前回の要は3月に定例会がありまして、要は結局、賛成多数で可決をされた。これはもう、ですから民主主義の原理として、それはもう私たちも容認いたします。しかしながらこの過程の中で要は反対者、信任をしない方が5名、そして、私が後から聞いた中では、本人の方を存じ上げないと、全然知りませんと。ただ、町長が言われたから反対するわけにはいかなかったから賛成しましたという方が、まだ数名おられる。そうすると半分以上は信任してないんですよ、はっきり言って。こういう人事というのは、他行政を見てもまずない、ほぼね。この人事については全会一致なんですよ。分かりますか、町長。そうしないと今後のやり方が非常にまずくなる。前町長は、私も今ちょっとあんまりよくないことを言うんだけど、私たちが提案をしても馬耳東風という言葉はご存じですね。こっちからこっちに聞き流す。私ども同じ同僚議員もある幹部の方とシーボルト大学の件でいろんな形で要はその提案をされた。それも馬耳東風。多分あなたご存じないでしょう。そういう流れで町は来てるんですよね。だから副町長も全体の中で信任をされながら、今から努力されるんでしょうね。それが当たり前ということを肝に銘じていただきたい。それについて町長はどのようにお考えになりますか。今後の運営についてと、そして、この私が申し上げた今の状況に対して、どのようにお答えになられますか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

まず副町長を私考えるときには、いろんな方と相談します。現に議員の方とも何人かと相談しております。そして、役場のO Bの方、そして現職員の方、いろんな方に相談をして、そして人格、そして見識、そしてやる気、忍耐力、全てについてクリアした方に一番近い方、それが荒木さんがありました。だからこれが全く私が独断でやったわけでも何でもなくですね。やっぱり町の副町長を担う、もし私が何かあつたら副町長が町長の荷を担うわけですから、そのぐらいの任命に対する私は責任感を持って、そして任命してるわけですね。竹中議員は竹中議員として非常に立派にやっておられると思いますよ、議員として覚悟を持って。だから私は荒木さんにおいては、そういった議員としては、恐らく今おっしゃったように、地域の方から押されて地域のために。でも今度は私は全体のためにやってくれると、それだけの見識があるんだということで、私は自信を持って彼を推薦しております。だから反対されてもいいんですよ。全員が全員そら賛成、それは竹中議員も議決をしたかどうか知りませんけども、そういったことで、いろんな対応をされるでしょう。だから反対するんだったら反対するんでいいんですよ。だけど皆さん方の多数が賛成してくれて、荒木さんだったら立派にやってくれるという考え方の下にやってるわけですよ。だから今議員が言ったように、半数以内ってどこから出

るんですか。信任者が半数以内ってじゃあ出してくださいよ、証拠を。いいかげんなことを言ってるのは、あなたじゃないですか。そういったことを踏まえてね、やっぱり私はきちっとした人に副町長をやってもらいたい。非常に見識のある方です、この人は。私は自信を持って言います。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

いいかげんなことを私はあんまり言った覚えないんだけどね、はっきり言ってね。私は言っているのは、議会にも相談は全く私自身は聞いてません。私個人じゃなくて、議会全体も聞いていない。だからこういうことは、議会に対してもいくらか相談していいんじゃないのかと。この議案が出たのが、3月の議案が出たのが当日ですよ。どうやって判断できますか。通常だったらできないですよ。私は荒木さんの人格が悪いとか言ったことは1回も言ってないですよ、要はね。私は3月の質疑のときも人格的には素晴らしいと、しかし何で、要は結局議員を志して、今度はいきなり理事者なのかなと、これが不思議でたまらない。要は推薦をされてた知名士の私の友人は、荒木さんを推薦してくれということでお願いに来られた。私も他の議員さんも知らなかつたから、いや荒木さんは人格的に良いから共に一緒に、議会として行政をちゃんと正しく持つていこうという気持ちの中で私は応援しましたよ。だから私の友人もみんな違和感を持ってる。「えっ、今度そのあれですかって、理事者側ですかって、どういう心境でしょうね」って、そう言ってんですよ。それからあなた証拠を出しなさいとか、そういう言い方はちょっと失礼ですよ。私はあなたの結局その話し方とすれば、議会軽視というのは、昨日の全協でよく分かりました。特別委員会すると、おまえがせろよと、そういうふうな形であなたはおっしゃった。私も非常に残念に感じた。それは議会のルールというのがあるんだから、当然、特別委員会というのは、全協全員で諮って、そして、それを上程して、それで決定する。それからその中で調査案件が発生する。私が委員会をつくっても調査権も何もないんですよ、はっきり言って。分からないです。しかし、委員会をつくることによって、そして、調査権が発生するんですよ。そういうことを少し考えていただきたい。要はね。私はよく大変な失礼な話だけど、議会を軽視するということをよく言ってるけどね。私は3代にわたって、あなたのお父様、それから葉山さん、それからあなた、3代に渡って私は対応してるんですよ。そうすると比較ができるんですよ。悪く比較してるわけじゃない。しかし議員として言うべきことを言ってると、私はそのように思ってる。そういうことを言ってる。しかし、あなたは昨日の段階では、そういうことはおまえたちでせろよと、あんたが作らんねとそういう言い方をされた。非常に私は残念に思ったね。要はね。それを一応申し上げておきます。

2つ目になります。この2番目がさつき申し上げたように、まずこれ3番目、4番目になるわけですね。この丸田荘のレジオネラ菌ですね。これについては先ほど時系列的

にはお聞きをしました。結論とすれば住民の方に心配をさせたくない、それで公表しなかったと、そういうお話でしたね。それ違うんじゃないんですか。要は、かえって公表をして、そして、ちゃんとした形で処理しましたよ。ということを住民の皆さんには安心されるんじゃないですか、違うんですか。それとこの経緯の中で、今日は私はもう町長とずっとお話をしたいと思ってるので考えてきましたよ。今見ると、要は所管としては、規定どおりの手続きを踏んで要は町長に報告をしてる。もうそれは私は理解できました。しかしながらこのことを判断する。公表する判断というのは職員にはできないですよ。そして職員がしてはいけない。当然、この理事者がトップが判断して、これを公表すべきです。例えば今までレジオネラ菌につきましては、宮崎県でも死亡事故が起こっていますよ。現在は一流温泉についても塩素処置を行って、非常に神経を使っている。それからもし民間がこのような事故を起こしたとして、まず事件が起ったとします。そうすると当然営業停止をくらいますわね。それはどこがやるんですか。行政がするんですよ。営業停止をするんですよ。しかし行政がこのように隠蔽をするんであればそれは指導できないですね、要は。それについて町長どういうふうにお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

こういう非常にこの危険な問題につきましては、きちんとした手続きが必要です。保健所に届け出て調べてもらう。そして、3個のうち1つから出てたと。でもそれがあと2つからは出てなかつたと。であれば、これをもう少しきちつとした判断の上で公表しようと、まずはこれについては止めようと。そして、私も皆さん集めて話をして公表にしたらどうしようかって、もう少し待ってきちんと調べた上で、これが本当にできなくてしばらくは止めなくちゃいけないんだ。ということであつたら正直にきちんとした形で説明をしようと。その前までは常に点検もしてるわけですから、お風呂は。その一環として、3個のうち1個出た分については、もう少し調べてみよう。それから発表しようと。それは町民に対するやはり不安とか、そういった心配とか、そういったものを過度におかけすることは、今、必要なんじゃないかと。その方がかえってよくないんじゃないかと。もう少しその辺りはきちんとした時点で発表しようと。まずはその西彼保健所等々、町民の方々に危害がないように、そういったことも我々は考えるわけです。一番は安心安全ですよ。町民の皆さん方の心理の部分も含めてね。そういった形の措置をとってきたということであります。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

大変見解の相違ですね、要はね。それは当然危険ということは、何回も言わされました。危険なんですよ、これはね。だから公表するのが当たり前なんですよ。ただね、私もね、

そう言いながらも全国の分をちょっと調べてみましたよ。そうするとその公示の基準というのがあること、ないことがあるんですよね。私どもの町は作っていない、はっきり言ってね。これ作るべきですよ。それと今食中毒とか、要はO-157とかのことは、すぐ表に出るじゃないですか、報道の中で。そういうのは、みんなそういう住民の方は敏感なんですよ。そして、レジオネラ菌が出た。そのとき出たということは、その前もいくらか出てるはずなんですよ。そのときに入浴をされた方、ひょっとしたら体調が悪くなられたと。分からぬいで、そして病院に行かれたと。そしたら原因がよく分かりませんと。そのときにこの菌が出たということになれば病院はすぐ対処できるんですよ。そういうことでしょ。だからあなたがおっしゃる心配をかけないということではなくて、心配するというよりも公表することによって、心配をね、払拭するということですよ。あなた勘違いしてますよ、それは。だから私もここを強く言えないのは、公示の基準がないということは理解してるから、これ以上のことは言わないけどね。この基準を作つて、そして、ちゃんとした形で住民に報告をしてください。そのように思います。それでは丸田荘の問題はこれで終了します。

続きまして、新図書館複合施設についてのことを再質問をさせていただきます。今回の契約につきましては、1回目不落があり、2回目の入札により落札をされました。1回目は3社により、A業者1億円オーバー、B業者3億円オーバー、C業者5億円オーバーと入札金額に大変違和感を私は考えておりました。というのは、国交省からの指定によれば数字というのは、今コンピューターシステムで作れば簡単に原価というのは出てくる。しかしながら1億円、3億円、5億円というのは、非常に私としては違和感がありました。しかし、落札できないで不落になった。2回目は、A業者が最低価格の0.0053オーバーで落札をしてる。世間では、この金額で大変厳しい金額であると、もう心配の声がたくさん聞こえてくるんですね。これについてはどのように思われてますか。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

今回契約におきましては、設計金額内の契約ですね。最低制限以上であり、それをクリアした形で契約しておりますので、入札が成立しておりますので、正当な契約だったと思います。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私が心配しているのは、過去の要は高田南の要は価格修正が、インフレスライドの名目でいとも簡単に20億円上がったんですよね。もう簡単に説明された。これもね。20億円上がりましたよと。すごい金ですよね、20億円というのはね。だから今回の契

約においてもこのようなことが起こらないようにと、私は危惧してるんですよ。それについてはどのような、私はこういうことを監視しなくちゃいけないと思ってるんですけど、そういうような体制はできるのかどうかね。それについてお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

インフレスライド等のスライド条項につきましては、契約書に設定された契約事項となりますので、こちらにつきましては適切に運用してまいりたいと考えております。インフレスライドの可能性につきましては、今回19カ月という長期間にわたる工事となりますので、賃金水準そして物価水準の変動によってスライド条項の適用となる可能性は十分考えられますので、そこら辺は丁寧に見守っていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それは分かりました。もうぜひ監視を厳しく、要はその金額を落とすのは、ほとんど設計変更という形になるんですね。例えばJASマークが付いてるやつが同等品であつて違うものを落としていくと、そういうものをよく適用されるんですね。設計売り込みの中にどうなってるか、私たちは分からぬけどね。そういうものを含めまして、よく監視をしていただきたいんですね。この今回の複合施設に対しての町内業者、地元業者の育成については、どのように考えておられるのかですね。私はずっとこう見ていくままで、町内業者育成はね、あんまり考えておられないんじゃないかなと思うんですよ。もう例えばまた町長に申し訳ないんだけど、新年会があったんですね。商工会の新年会。これ町長、欠席されてるんですよね。話を聞いたら公務で欠席をされたと、そういう話だったんだけど、なぜか同じ公務の中で時津の町長が来られてたんですね。そして、すいません、公務で遅くなりましたということでお話をされて、そしてお帰りになったと。業者とかいろんな方がおられて、こういう機会はあんまりないので一杯酒を酌み交わしながら、名刺を交換しながら本音を町長と話ができるいいチャンスだなというふうなお話を私は聞きました。しかし、来られなかつたので残念だったというふうなお話をした。これは公務だから仕方ないでしょう。しかし、時津も同じ公務でおられたということを取りあえず申し上げます。それで先ほどのこの元の質問になりますけど、地元業者の育成について、どのようなところまで関与をされているのかね。それについて担当の方で結構です、お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

町といたしましても地元事業者の育成は重要と考えております。落札事業者との協議

におきましては、町ホームページで公表しております地元業者への優先的発注についてお願いにございますとおり、地場産業の振興と地域経済の活性化をご理解をいただき、下請工事を必要とするものについては、できる限り地元業者優先的な発注をされるとともに、建設用資材や機械等の購入またはリースについても極力地元調達をされるなど、工事等の施工に当たってのご配慮をお願いしたところでございます。あくまでもお願いベースで町内業者の活用をお願いしておりますが、町内事業者との交渉も実際に行っていただいており、下請けに入ることが決まった町内事業者もあるということをお聞きしております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

地元業者育成というのは、私はもうずっと前から言ってきた話であって、今、長与町でも土木建設含めまして、ほとんどがもういなくなりましたね。要はね。これも実態としてお分かりでしょう。それはなぜかというのは、やはり地元を大切にしないから。先んじて長崎は、長崎に本社がないと指名に入れないと、一応そういう条例じゃないんですけど、決まりを決めたわけですね。そうすればもう先んじて長崎から入れられたから、長崎の方が仕事が多いから全部長与町の人が出でていって。実際に長与町でおられる方っていうのは、ほぼ数えるぐらいしかいないんですね。それはもうお分かりでしょう。この辺についてもやはりじっくり考えてね。地元業者はどこまで線を引くのかということを、これは管財含めてこれはもう町長の意向になるんだろうけど、これも真剣に私は考えるべきだと思うんですよね。私の考えとすればやはり地元で固定資産を払ってる。もう事業税というのは、ほとんど長崎移ってるからこれはもう望めない。そうすると固定資産を払ってる方を優先をするということで、町内業者というせざるを得ないよね。今そのいろんな仕事を見ても前の道路を見ても五島の業者とかなんとか来てる。何で五島からわざわざ来られるのかなと不思議でたまらない。まあ確かにいい会社で、ちゃんとした入札されてるから、それについてのことを私は申し上げてるわけじゃない。ただしあしわざわざ五島の方が船に乗って時間かけて、こっちまで来て舗装までしてるのは、ちょっと私たちも違和感を感じますね。この複合施設に対して、要は現在まだまだ仕事が始まってません。ある程度その結局、町内業者いくらか使ってくれるかという情報を、何%かというのは、はっきり分からぬでしょうね。それについてちょっとお話を聞かせてください。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今、竹中議員がおっしゃってる私もそのとおりだと思うんですね。できるだけ地元業者を使いたいという気持ちは多うございます。それは全く竹中議員と同じで、私も先ほ

ど出ましたけども、たまたま新年会に出れなかつたんですけども、他の多くの会はできるだけ私は出るようにしております。そして、地元業者の方とも随分お話をさせていただきました。そちらの件についてもお話をさせていただきましたし、それはやっぱりできるだけやっぱ地元業者、地元を潤沢に取っていただくと、こういう気持ちは全く変わりませんので、そういうつもりで役場の職員も一緒にやっておりますので、そういうふうなご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

現在基礎工事の方に入っておりまして、基礎工事の土工事、そして、資材について町内事業者の方が入っているというふうにお聞きしております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

初めて町長と意見が少し合ったような感じしますね。それで担当の方から今おっしゃっていただいたように、基礎とかそういうのにいくらか使ってます。私はそういうみんな小さな業者だから要はこれベンチャーを組みまして、責任業者を1つ作って、C業者であってもAができるように、3社なら3社、5社なら5社ということを作つて、そして、そのベンチャーですると。それを町内業者の育成でさせるということになれば、当然売り上げがあればランクが上がつてくるということですから、ぜひ努力をしていただきたい。そのように思つてます。

それでは続きまして1、2、3がまだ本題に入っておりませんので、これについて質問をさせていただきます。町長あんまり感情を高ぶらないようにですね。昨日のことを私は申し上げますのでね。先ほど10次総合計画、まちづくりにつきまして、将来のまちづくりについて10次総合計画ならびに都市計画マスタープランに掲載された文字どおりの回答を頂きました。基本構想、総合計画、都市マスにおきましては、他行政体も同じような変わらない文章なんですよ、みんな。私は何を言いたいかといいますのは、どのようなまちづくりをするのか。この文言で書いた絵に描いたような文言ではなくて、長与町独自ね、独自の政策、長与町を生かした今まで長与町は住宅政策でやつてたんですね。長崎市の住宅のベッドタウンとして育つた町ですから、私が40年前長与町に移り住んでから、すごいやっぱり人間が増えました。要はね。だからそういう分では、住宅政策においてはある程度成功はしたと、私はそのように思つてるんですよね。ただ、今後、次にその財政の問題に入るわけですが、要は住宅政策をこのまま続けるのか。また、雇用を生み出す生産性があるまちづくりにするのかですね。この姿が見えないんですね、要はね。ですからこの財政はこの10年間確実に低下してるんですね。これ10年間見ますと、一番いいときは0.67あったんですよ。今現在0.61です。時津町は

0.66、もう簡単に追い越されてる。0.66以下は、要は危険水域というふうに言われるんですね。だからこの財政についても要は所信表明などを読んでも、あまり感じないんですね。どうやって収入をされるのか。また、目に見えたような長与町独自の開発をされているのかというのが見えないんですね。昨日、企業誘致の話がありましたね。この企業誘致につきましても実際に時津町のことばかり言って申し訳ないんだけど、時津の7工区はもう工場の生産基地としている。8工区は、海を中心とした区画を造ってる。10工区はショッピングおよびフードコートの完全によくできたマスターPLANができる。しかし、私どもは、開発があちらこちら、あちらこちら。しかしこれも要は業者の乱開発じゃなくて、長与町がこれを承認して開発許可をおろすわけだから、要は長与町のマスター計画に実際載ってるのかなと、そういう感じもするんですね。ですからね、ちょっと大ざっぱな言い方ですけど、どのようなまちづくりをしたいのかというのが見てこない。西海岸の埋め立てにしても昨日お話をありましたけどね。要は左側の隣はコンクリートセメント屋さん、そしてその次はシルバーとあと食品加工工場、そして、今度するのが機器工場というんですね。こういうことで一貫性が見れないんですね。これについて町長、どのようなまちづくりをするか。さっき言われたことは、よく分かるんですよ、内容についてね。ソフト面、ハード面のことで、おっしゃったことはよく分かる。しかし、住民に分かりやすく話をするためには、今政策をして要は結局住宅政策をやってますよと。しかし、今から今後財政の面からおいても、より生産性がある、雇用ができる独自のまちづくりをしますよとかね。そういう言葉が私は欲しいんですね、要はね。その礎については当然担当課がやるわけです。ただ町長というのは構想をたたけばいいんですよ。それによって各担当は仕事をしている。日本の行政は縦割り行政だから、もうそれ以外のことしないわけですから。しかし、根元になるのは町長ですよ。その辺についてちょっとお答えを頂きたい。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町は長与町独自でやってきておるというのは、特にソフト面だと思うんですね。議員ご承知のとおり大きな国道もございません。国道の裏側にあるのが長与町ということをご存じます。昔から長与町は農業の町としてやってきたのが、物流でもそれはできなかった。その町を一本長崎本線という道路が通ったがゆえに、長崎市のベットタウンとして開けていけたというような中にありますて、長与町が住む所であると、皆さん方が心豊かな充実感を持って生きていける。そういったまちづくりっていうのが、私は長与町の個性じゃないかと、そういう意味では子育てがしやすいとか、これ一般的に言われますけども、教育が充実してるとか、健康面がいいとか、それはそういった形で皆さん方が町の職員も一緒に懸命にやっていただいて、全て結果が出ております。そして、じゃあそういう長与町に行って子どもを育てようかと、教育を受けさせようかと。

自分たちもそこを終の棲家として、そこで暮らそうかと、そのためには、やはりインフラが必要だと、道路が整っていたりとか、住宅地があつたりとか、そして、健康面でいろんなものができるそういう施設もあると、そういうものをそろえていく。それが長与町だと思うんですね。例えば何とか工区、何とか工区、何とか工区と大きな町は、そういうことができるでしょう。でも長与町の今の大村湾に面してあるの1画につきましては、そうしてやってきててもやっぱり集まつてこないんですよね。それはなぜというとやっぱりいわゆる交通の不便さもあるでしょうし、いろんな面で企業が満足できるものが少ないというようなことだろうと思うんです。ただ、長与町はそういう健全な町、健康の町、そして自然豊かな町、そういう町ですので、それにそぐわないものは入れられない。やはりそこはきちんとした形の精査をして入っていただくと。今のところも昨日おっしゃったように食料品もあるのに工場を造ってと言うけども、あの食料品会社も工場も最初できたのは工場の方が先なんですよ。そのあと岩崎が来ていただいてますからね。そういう形で納得していただいてるし、長与町も全体の状況を見ながらやっぱり健全なまちづくりをしなくちゃいけないということで、今やってきております。そして、ある程度やっぱり職員と私もベクトルを一つ合わせてやってきておりますので、それだけの成果も私はそれなりに出てきてるんじゃないかと、そのように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

あと9分しかありませんので、最後までいけるのかちょっと心配してるんですよね。最後のアクセスについては、同僚議員が最後に質問をされるでしょうから、そっちの方で聞かせていただく。今ね、そのことについて町長の考え方はよく分かります。やはりまずソフト面を大切にすると、これも非常に大切なことなんですね。ただ、財政がちゃんとした形じゃないとそれもできないんですね、要はね。そして、最後に私が申し上げたいのは、アクセスについてもさっき町長が認められたように、アクセスがうまくいっていないんですよ。これは全部、長崎、他行政体での境目ばかりですよ。そうすると担当は口出しできないんですね。だから、期成会というのがあって長崎とか時津の期成会がある。それは1年に1回か2回しかあってない。そのときに町長の構想として、この道をどうしても造りたいと、今もう33号線なんか長与橋、蓬莱橋、高田越橋ね。すごい渋滞じゃないですか。今度要は皆さんのご存じのとおり今度500世帯の高田南ができる。これが1,300ぐらいりますよね。そうすると車が2,000台いきます。これが往復4,000台ね。そうするともうパニックになるの、もう見えてる。そしたら担当課にあなたが要はこういう構想を持ってる。その構想を持ってるっていうことは、長崎市だったら長崎の市長にあなたが直談判に行くんですよ。そして、企業誘致にしてもあなたがトップセールスマンとして行くんです。これが町長の仕事です。自分の構想

を出すための仕事なんですね。そして、それを細部にわたって一つずつ作り上げていくのは担当課です、要はね。少しだけ財政面について触れておきたいと思いますよ。現況の財政面がどうなのかというのはご存じない方がたくさんおられる。今先ほど財政シミュレーションの話がありました。今後の事業や財政の負担をどのように見込んでいるのか。これは担当課で結構ですよ。教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず今後の事業でございますけれども、ハード面では複合施設の建設やまた新浄水場の共同整備、そして、老朽化した公共施設の更新であったり、道路整備、公園整備などがございます。その他ソフト面としましても、少子高齢化対策や子育て政策また教育環境の充実等々ですね。たくさんの事業が控えておりまして、多くの財源が必要となっております。今後もハード事業またソフト事業によりまして、財政負担は大きくなるものと想定をしております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私もこの財政についてあまり詳しくないんですけどね。一番分かりやすいのは財政の硬直化を示す指標として経常収支比率がありますね。要はね、これが硬直化が進んでるということでございますけど、この平均というのは、大体通常これが良好だというのは、大体私の感覚の中では、70から80ぐらいだな、じゃないのかなと思ってるんですね。長与町は今現在どれぐらいのパーセンテージで進んでるのか、お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

長与町の数値でございますけれども、最近5年間の平均ではおよそ92%、ここ近々で言いますと、令和4年度が91.19%、令和5年度が93.71%で、高い水準が続いているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今、経常比率が大体93ということになると、これはもう私どもの感覚でいけば、もう財政に余裕がないということですよね。要は、もう自由に使うお金がない。そうしますと、今から今の起債残高が130億円ですか。これに今度水道ができます。そして、今度は支払いが今度はこの複合施設が出てくる。それからいろんな少子化の問題、公共施設の今度管理計画の中での数字、これを使っていくと、もうこの財源に余裕は全くない

んですね。先ほど町長がもうそのソフト面を大切にということは、もう私もそういうふうに思いますよ。ただ、この財政面がない。収入がないのに支出はできないわけですね。この辺について何ていうんでしょうかね。将来を見据えて次の世代のことを考えながら、責任持った行政を進めないとならないと私は思ってるんですね。これについては町長の、これはもう町長の仕事だと思うんですね。これについてはどのようにお考えですか。これは町長にお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

例えば山があります。山があったときには税金はほとんど入ってきません。山を整備して、そこに人が住めるようにお金をかける。そしたらそこに大きな街ができる。人が入ってくる。固定資産税が入る。そういう流れを考えますと、今92、93、経常収支比率もありますけども、先行投資っていうことも私は考えてます。今インフラを整備することによって、将来それが戻ってくる。そういう一面を大事にしながら、そして、いろんな物件につきましての準備を、順番を決めて、そして整備するにしても、そういうふたインフラの整備にしても順番を決めて、そして財政と相談しながらやっていくと。だから財政がパンクしないように常にその辺りを気を配りながら優先順位、そして時間をかけながらやっていってというような状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

財政面はやはり先ほど言われたように、交通アクセスが一番問題なんですね、要はね。これがないとどこも入ってこない。先ほどおっしゃったように住みもしない。でね、最後の質問を兼ねるんですけどね。これは高田南というのは、先ほどはじめに申し上げたようにもう40年ぐらいたってたけど、私たちはもう残念ながら、私も本当に申し訳ないと思ったんですけど、私たちは平面であれを見てた、図面で。立ち入りできなかったから。今見たらすごい高低差があるんですね、要はね。そうすると高齢者に対しては非常に厳しい造り方。階段はね、質問はしませんけど、20カ所あるんですね。20カ所あって、一番高い所は143段あるんですよ。これ町長ね、1回では上りきれませんよ。私も大概自信ありますけども、やっぱり1回は休みますよ。そんなに急な所、今は高齢者の交通事故が非常に多いですね。だから免許返納しなさいよと、バス会社、公共交通機関ももうご存じのとおり、政策企画課も長崎バスと相談してますとか言ってるけど、これどんどん減便ですよ。いないんですよ、運転手さんがね。物理的に無理。それをどうするかということを今から十分に考えないと、要はそのアクセスについてそれを考えないと、長与町は袋小路だから誰も来ないですよ、はっきりいってね。だからソフト面を一生懸命やっても、それを来る、来ても不便だから来ないと、そういうことなんです

ね。それともう一つ最後に申し上げておきます。高田南のこの工事の中で、まだ三千隠の方の崖の方、のり面なんかは修正できませんよ。あれをするのにもコンクリートで打つということもありますけど、それをするのもぜひこの337億円の中でやっていただきたい。これ以上高田南にお金は使えない。その辺をよく高田南についても検討をしながら、それと交通アクセスを考えながらよくやっていただくことを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時30分～10時45分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員の①立地適正化計画と今後のまちづくりについて、②児童生徒および保護者の安心安全のためにの質問を同時に許します。

5番、八木亮三議員。

○5番（八木亮三議員）

では早速質問に入らせていただきます。大きな1番、立地適正化計画と今後のまちづくりについて。本町は、令和9年度公表の予定で令和7年度より立地適正化計画の策定を開始する方針であることを、本年3月4日の全員協議会の場で議会に報告されました。立地適正化計画は、商業、教育、医療、福祉などの生活利便施設を都市機能誘導区域へ再配置し、当該区域と公共交通機関で接続された居住誘導区域に居住地域を集約化することで、より高密度なコンパクトシティを目指すもので、公共投資、行政サービスの効率化や居住環境の快適化、および人口減少、少子高齢化の緩和などの効果が期待されるとともに、計画を策定することで、誘導区域内での幅広いまちづくり事業が補助金また交付金もですが、かさ上げ、重点配分の対象となるなどのメリットがあるとされていますが、一方でその実現可能性や実効性についての疑問点、問題点も指摘されております。策定にも相当の予算が必要であること、また一度策定すると長期的にまちづくりの方向性に影響を与えるものと考えられることからも、策定に当たっては、本町の実情を正確に把握することや長期にわたっての影響を仔細に想定することが必要ですので、まだ計画が固まっていない段階であるからこそ、疑問や課題について以下質問いたします。（1）前述のとおり、立地適正化計画策定の効果目的としては大きく2つ。コンパクトシティのさらなる推進と国からの補助金の拡充が挙げられるが、本町が本計画を策定する主な目的は何でしょうか。（2）国費率40%の都市再生整備計画事業補助金が、計画の策定によって都市構造再編集中支援事業として国費率45%または50%にかさ上げされ、支援対象なども拡充されますが、これらの財政効果はどのくらいになるか具体的な金額は算定されていますでしょうか。また、総合的な財政効果の試算もあれば、費用対効果

の確認のためにも併せて伺います。（3）居住誘導地域を明確にするには地域公共交通の確実な整備が必須となります、居住誘導地域内だけを網羅、充実して、意図的に区域外の利便性を悪くして、区域外の住民を転居せざるを得ない状況に追い込むようなことがあってはなりません。計画策定を踏まえての本町の今後の地域公共交通の在り方についての検討状況を伺います。

大きな2番、児童生徒および保護者の安心安全のために。本町の小中学校の給食およびセキュリティについて、以下の点を中心に質問いたします。（1）本町の小学生の保護者から、給食が少なくておなかがすくと児童が言っているとの声がありました。報道機関の調査によると2023年度の小中学校給食の1食平均のカロリーが国の基準を下回っていた都道府県の中に長崎県も含まれていましたが、本町の学校給食は国の基準を満たしているのでしょうか。また、給食が少ないという声についてどうお答えになりますでしょうか。（2）長崎県は平成16年から毎年、心を見つめる教育週間を設けて、部外者が学校内に自由に入りできる学校公開を行っており、本町でも本年も6月23日から7月1日まで実施の予定となっています。この学校公開への安全面での懸念を令和元年9月の一般質問で一度指摘いたしましたが、その後も他県で部外者が侵入し、教職員を負傷させる事件が複数回発生していることからも、児童生徒および教職員が危険にさらされる可能性を高めてまで学校公開を実施継続する必然性、合理性について、本町としてどのように考えているか改めて伺います。（3）令和5年に東京都杉並区の小学校の校庭で児童がくぎを踏んで大けがを負ったことを受け、同区が全区立小中学校の校庭で金属探知機による調査を実施したところ、くぎやピンなどが5,000点以上発見されております。これを受けて、同年6月に本町でも同様の調査を行うべきではないかと金崎教育長に伝えましたが、日常的に目視で確認しており必要ないということでした。目視できる時には既に地表に金属が露出しているということであり、露出する前に発見すべきだと思いますが、現在でも調査を行う必要性はないとお考えでしょうか。以上答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、八木議員のご質問にお答えをいたします。なお、2番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番目のご質問でございます。1点目の立地適正化計画と今後のまちづくりについて。本町が計画を策定する主な目的についてのご質問でございました。本町が立地適正化計画を策定する目的は主に3点ございます。まず1点目は、人口減少、少子高齢化への対応、2点目は行政サービスの効率化、3点目は国からの補助金の確保、拡充でございます。まず1点目の人口減少、少子高齢化への対応につきましては、本町におきましても全国的な傾向と同様に人口減少および少子高齢化が進行しております、このまま推移した場合

には、税収の減少と社会保障費の増加によりまして将来的な財政運営が一層厳しくなることが予測されます。こうした課題に対応するためには、計画的な土地利用と都市機能の再配置などを通しまして、居住を適切に誘導し、将来にわたって住みよい環境を維持するまちづくりを推進する必要があります。2点目の行政サービスの効率化でございます。人口減少や地域の拡散が進みますと、行政サービスの維持管理に係るコストが増大し、非効率な運営を招く恐れがあります。本計画では、居住や都市機能を一定のエリアに誘導することで市街地の人口密度を維持しつつ、公共施設や生活インフラなどの効率的な配置運用を図ってまいりたいと思っております。最後に3点目でございます。国からの補助金の確保、拡充につきましては、本町では老朽化が進む公共施設やインフラの更新、再編が今後の大きな課題となっておりまして、それらを町単独で整備、維持していくことは、財政上大きな負担となってまいります。この点、立地適正化計画を策定することで、都市構造再編集中支援事業など、国が推進する各種補助制度の対象として位置付けられ、補助率の引き上げや事業採択の可能性が高まってまいります。さらに国土交通省からは、令和7年度以降の社会資本整備総合交付金につきまして、立地適正化計画を策定していない、または策定に向けた具体的な取り組みを公表していない市区町村に対しましては、原則として重点配分を行わないとの方針が示されておるところでございます。立地適正化計画の未策定を理由に、町の整備事業が交付金の重点配分から外れ、事業推進に大きな影響を及ぼす懸念がございます。従いまして、本町といたしましても本計画の策定を通じて、将来的な国の補助制度の活用可能性を高め、従来であれば町単独事業として実施せざるを得なかつた整備事業につきましても、国の財政支援を受けながら推進できるようなるべく早い段階で体制を整えておく必要があると考えております。2点目の計画策定に伴う財政効果についてのご質問でございます。立地適正化計画の策定に伴う具体的な財政効果については、現時点では詳細な試算が行われておりません。今後、令和7年度から8年度にかけての策定作業におきまして、関連計画である総合計画や公共施設等総合管理計画などとの整合を図りながら、国庫補助事業の活用可能性あるいは対象事業の件数を精査してまいりたいと考えております。これらを踏まえ、一定の事業規模が見通せる段階で、町としての財政効果につきましても可能な範囲でお示しをしていきたいというふうに考えております。続きまして3点目でございます。計画策定を踏まえた今後の地域公共交通の検討状況についてのご質問でございました。立地適正化計画制度が想定するコンパクトシティのまちづくりにおきましては、都市機能や居住区域の集約とともに、拠点エリア内または拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの確保、充実も必要とされているところでございます。ご質問にございます、居住誘導区域内だけを網羅、充実、意図的に区域外の利便性を悪くするという考え方は、制度が予定している公共交通の在り方とは異なるものでございまして、町といたしましても立地適正化計画の有無にかかわらず、そのような施策を進めることは考えておりません。一方で、人口減少などによる利用者の低迷、物価高騰や運転士不足など、公共交通を取り

巻く環境は年々厳しさを増している状況でございます。立地適正化計画に基づき、長期的に公共投資や行政サービスの効率化を図ることで、人口減少、少子高齢化が進展する中でも持続可能なまちづくりを進めることと同様に、公共交通につきましても、今後の人団規模や移動ニーズに応じた持続可能な運行の在り方を検討することが必要だと考えております。現在、本町におきましては、民間の公共交通機関を中心に、町内の各方面と長崎市方面を結ぶ交通ネットワークが充実しているところでございます。長崎市のベッドタウンという特性上、こういう既存のネットワークを維持しつつ、高齢化や免許返納などの進展を見据えた公共交通の在り方についても、公共交通事業者の皆さまをはじめとした多様な主体とともに検討を進めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目、児童生徒および保護者の安心安全のためにの1点目、本町の学校給食は国の基準を満たしているのか。また給食が少ないという声にどう応えるかというご質問にお答えをいたします。本町の学校給食は、児童生徒の健康増進と食育推進を目的として文部科学省が策定している学校給食摂取基準、ならびに日本食品標準成分表を基にして、栄養教諭が献立を立案し、献立委員会による承認を得たものを提供しております。学校給食摂取基準には、児童生徒が喫食する給食1食分のエネルギー、ナトリウム、食物繊維、カルシウム、鉄分、各種ビタミンなど、摂取が期待される栄養量の基準値が示されておりますが、あくまで全国平均値でございます。従いまして、個々の児童生徒の健康状態、生活活動、地域の実情などを考慮して柔軟に適用されるものでございます。また、日本食品標準成分表には、食品ごとの栄養成分やその量、調理法による変化率などが詳細に示されております。これらの算定には、最新のエビデンスに基づく計算式が用いられるため、学校給食摂取基準や日本食品標準成分表は5年ごとの改訂に加え、都度必要な改訂がなされており、その前と後では基準値が異なったり、同じ食品でも栄養量が異なったりすることがございます。直近の令和5年に日本食品標準成分表の一部が改訂され、食品ごとの栄養量が一部変更されました。特に、食品から得られるエネルギー量が以前よりも少なく設定されたことにより、同じ食品を同じ量使った同じ献立でもエネルギー量が少なくなる事態となりました。本町の学校給食におきましても、この影響を受け、給食1食分のエネルギー量はその基準値の90%から95%にとどまり、国の基準を満たしているとは言えない状況にございます。また、他の栄養成分と比較して基準値が高く設定されている鉄分、カルシウムにつきましても、基準値の90%から95%にとどまり、国の基準を満たしているとは言えません。その他の食物繊維やナトリウム、各種ビタミン、マグネシウム、亜鉛などの栄養成分につきましては、基準値の95%から100%であ

りますので、おおむね国の基準を満たしております。また、給食の量につきましては、発達段階に応じた適量を提供できていると考えております。しかしながら、児童生徒には個人差があり、同じ量でも多く感じる者もいれば少なく感じる者もありますので、配膳の段階で量を減らしたり増やしたりする個別対応を行っております。また、食缶に配食の余りがあれば、おかわりができるような配慮もしております。2点目、学校公開を実施、継続する必然性、合理性についてのご質問にお答えいたします。まずは、議員が本町の児童生徒ならびに教職員の安心安全の確保に向けてお考えいただいていることに対しまして、心より感謝いたします。先日、東京都立川市の小学校におきまして、不審者が授業中の教室に侵入し、対応した教職員が不審者に殴られるという大変な事件が発生いたしました。児童を守り傷ついた教職員もですが、不審者による蛮行を目の当たりにした児童の心は大きく傷ついたのではないかと大変心配しております。24年前には、大阪市の池田小学校で侵入者に23名の児童や教員が殺傷されるという事件もございました。児童生徒の命や未来、教職員の命や未来を守ることは、学校の管理職員ならびに教育委員会の最大の責務と考えておりますので、これら不審者による事件を特別なもの、いわゆる対岸の火事とはせず、本町でも起こり得るものとして捉え、安全対策に万全を期す必要があると考えます。しかしながら、学校を完全に閉じることはできません。児童生徒が学びを深めるために校外で学ぶ機会も多くございます。また、授業参観や学校行事など児童生徒の保護者やご家族、地域の方々を学校にお招きする機会も多数ございます。教育週間における学校公開もその一つです。この教育週間は、県内で起きた少年犯罪をきっかけに長崎県教育委員会が県内全ての自治体に呼びかけて始まった取り組みであります。改めて命の尊さについて考えること、学校と家庭そして地域が連携して児童生徒の健やかな成長に資することを目的としており、本町におきましては、学校公開だけでなく、ふれあいペーロン大会や中学生の弁論大会など特色ある取り組みを行い、良い成果を上げておりますので、今後も継続してまいりたいと思っております。そのため、県教委から発出された安全対策要領を各学校の実情に合わせ落とし込み、期間中は入口を限定したり、受付での確認を徹底したりするなど安全対策を取ってまいります。安全対策にマンパワーは欠かせませんが、学校の教職員だけで全てを賄うことはできません。児童生徒の保護者や地域住民の皆さま方には、児童生徒の登下校等の安全確保をお力添えを頂いておりますが、学校を訪れる大人同士で児童生徒を守るという当事者意識を持って学校を訪れていただきますようお願いしてまいりたいと存じます。3点目、校庭の金属探知機による調査についてのご質問にお答えいたします。議員がお示しの東京都杉並区の小学校で起きた事故を受け、文部科学省より全国の学校に対して、屋外運動場における安全点検を速やかに行うよう通知が発出されました。この通知を受け、本町の小中学校におきましても、全教職員で目視による点検を行い、不要なくぎやペグなどを除去いたしました。その後も日常的な目視による点検、毎月行う安全点検の折に複数で点検をしております。特に雨上がりは屋外運動場の土が流され、不要なくぎやペグ

があればあらわになりますので、注意して観察をしております。また、運動会や体育大会等の体育的行事や体育の授業におきまして、必要なくぎやペグを打つ場合も使用後は確実に抜くよう努めており、これまでに残置されたくぎやペグによるけがは発生しておりません。従いまして、現時点では金属探知機を用いた調査の必要はないと考えております。今後も日常的な点検に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。では、早速再質問に入らせていただきます。まず1番の立地適正化計画からですが、今回の質問は、立地適正化計画の中の用語ですね、都市機能誘導とか居住誘導という言葉が、誘導という言葉はどうしても意図的に、場合によっては強制的にというか、恣意的に町内的一部地域だけに役所やお店、病院などの生活に必要な施設を集約させて、その周辺に住まないと不便になって、町外れというか周辺部が生活しにくくなるような、何かそういうまちづくりになるようなイメージが印象を与える面があるので、実際にそうなのか、あるいは違うのか、そういったところを明確にしたいというのが趣旨の一つと、もう一つはこれから策定する計画で、他の市町の既に策定されてる立地適正化計画を見ると、誘導施策としてかなり幅広く町のいろんな改善事業があるので、そういったところに盛り込んでいただきたいというような施策について、提案したいというのが趣旨になっております。ちょっとそういう質問趣旨を想定されているか分かりませんが、お答えいただければと思います。まず最初に、端的に言って、この立地適正化計画が策定されることによって、そういった周辺部の方々の生活が現在より不便になるような何ら可能性はあるのか、それともそのような町民の実生活上の影響はほぼ考えられないのか、ちょっとまずそこを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

立地適正化計画というものは、議員が先ほどおっしゃいましたような人口を集めるとか、そういった趣旨ではなく、私たちが考えている立地適正化計画というのが、もともと長与町のまちづくり自体が集約的なコンパクトなまちづくりを実践してることもありますので、まずそこは維持しながら、立地適正化計画の第一目標としましては現状維持ですね、今の生活、現状維持をまず第一に考えた施策を展開していきたいと考えております。その中で、どうしても人口減少とか社会的な後期高齢者が増加したりとか、そういうことがあった場合に、先回りしてそういった対策を打てるような体制をつくるということが、この立地適正化計画策定の趣旨でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私も平成30年にもこの計画を策定済みの長崎市、あとは令和3年に策定している時津町の立地適正化計画、ここに時津町のありますけど、これざっと目を通したんですが、いずれも従来から進めてきたコンパクトシティ化とほとんど違いを感じないような内容ではありました。私が受けたこの立地適正化計画の印象というのをちょっと申し上げますと、立地的適正化計画は国としても東京、大阪、福岡みたいな都市圏への人口流出、一極集中を抑制するためにも、地方が現状を維持して、そういう転出を防ぐような努力をしてもらうために、交付金の拡大や増額を前提にそういう計画的な住みやすいまちづくりをしなさいというような、そういう趣旨かなと思って感じております。それで正直、この計画を策定してるかしないかで変わるのは、事実上まちづくりのそういうさまざまな事業に使える国費が増えるか増えないかだけのようにも逆に言うと思えるんですが、それだけではないでしょうけども一番大きいと思うんですね。先ほどの2番の回答の中で、都市構造再編集中支援事業については財政効果は算定はしていないということでしたが、先ほど社会資本総合交付金ですかね、とかもおっしゃっていたように、この都市再生整備計画事業以外にも交付金や補助金の増加がある程度見込めると思うんですが、何億円というとあれですけど、もしくは何%とか、こういう立地適正化計画を策定したことで、大分そういうメリットがあるんだっていうのを町民が納得できるような、何か概算というか、もう少しこう先ほどの例えれば重点配分がされるかされないかとかっていうのも、されるかされないかでどういう違いがあるかとか、もしあれでしたらご説明いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

重点配分ですね、社会資本整備の重点配分につきましては、町長答弁のとおり国土交通省より令和7年度の社会資本整備事業交付金の重点配分の見直しという文書が、県を通じて町に届きまして、その中で令和7年度以降の予算において、立地適正化計画を策定、公表しておらず、また立地適正化計画の策定に向けた具体的な取り組みを開始、公表もしていない市区町村については、原則交付金の重点配分を行わないということが決定しております。要するに令和7年度の補助金の内示から、立地適正化計画を策定している、または策定予定の市町については重点配分をもらって、立地適正化計画を作る意思のない市町については非重点、重点配分じゃないという低い内示率となっております。その中で、本町としましては令和6年度に立地適正化計画の策定をする意思決定を町で行っておりますので、令和7年度、今年度より策定作業に入っておりますので、今年度の社会資本整備の重点配分は受けております。で、その重点配分の率がちょっとなかなかなんですけども、重点配分を受けている町と受けない町の比較なんんですけども、ちょっと県の方からお聞きしたところ、重点配分をしてる所としてない所の差が率による

と30%ぐらい違うということを聞いております。令和7年度の町の事業費、社会資本の事業費から換算すると、この30%という率ですね、で国費のお金を勘案すると約4,000万円ぐらいの差額が発生するという試算が出ております。これだけでも、策定業務のお金十分ペイできる状況になってると思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。そうですね、確かに策定で今年度1,500万円ぐらいの委託を、予算があったと思うんで、確かにもうそれだけでも費用対効果があると。もちろん、今後長年にわたってそういう補助金、交付金がかなり有利になるということだと思うんで、それだけのメリットがありつつ、先ほどのご答弁ですと、そういうデメリットやそういう何らか悪化することは町の住みやすさ等が悪化することは考えにくいということですね。金額の話はここまでいいんですが、国費率がアップするその都市再生整備計画事業の一つとして、まちなかウォーカブル推進事業というのがあると思うんですが、これ例えば時津町も見ると立地適正化計画の中に居住誘導のための一つの施策として、具体的に歩くまちづくりの推進というのを設定していて、内容としては町内全域で歩行者の多い歩道については弾力性のある舗装を施して歩きやすくする、これを立地適正化計画のいわゆる居住誘導政策の一つに位置付ける。つまりこういう結構細かいというか、何かこう大きい建物を更新するとか以外にもさまざまな町の住みやすさに資する事業にこの立地適正化計画があることで、大分国費等を使えるんじゃないかなと思っておりまして、このウォーキングによる健康づくりとか外出機会創出っていうのも、常々自治体の一つの役割と考えておりますし、本町もこれから立地適正化計画を作るわけですから、こういったウォーカブルにするための誘導施策というのは取り入れるべきだと思うんですが、まず、まだ分からなければあれですが、盛り込む予定というのはありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

立地適正化計画の内容ですね、施策についてなんですけども、基本的には総合計画であったり、マスターplan、上位計画に則した内容になっておりますので、その中で総合計画の基本目標の中に例えばそういった健康のまちづくりであったり、例えば商業の振興とかそういった目標があれば、それを取り組みを具体的な内容として、これから、内容についてはまだこれからになりますけども、そういった健康の維持の観点を立地適正化計画に取り入れることができないかについては、今後策定の中で検討していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。そうですね、他の計画にもそういう外出機会創出や健康づくりっていうのを、実際今もうウォーキングを推奨したりとかしてますから、あるのでぜひ盛り込んでいただきたいんですが、そのウォーカブルを推進する。その一つとして、私が令和3年9月に提案させていただいたまちなかにベンチを点在させる、これ休憩できる所が一定の間隔であるから、歩いてみようかっていうのにつながるということで、これ今年度から大阪府の箕面市っていう所も、これから3年かけてそういう目的で、腐食に強くて耐久性のあるベンチ、人工木材製のベンチを大体300メートルから500メートルの範囲に1基あるような形に設置していくということなんですね。これぜひ前回提案の時は維持費等も含めて難しいというようなことだったんですが、これ国費を期待できればちょっと再検討できるのかなと思うんですが、ちょっとお答えになれるか、そういうのを例えば施策として盛り込むことも可能なんでしょうか。それとも無理なんですかね、ちょっとお答えできれば。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

議員おっしゃる内容につきましては先ほどと同じ回答になりますけども、やはり立地適正化計画の策定の中で、基本的にはやっぱり総合計画だったりっていうところの則した内容になりますので、そういう取り組みが総合計画、上位計画の内容と合致すれば検討していくベースになると思いますので、これ今後また検討したいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、ちょっとそこまでは今の段階では難しいと思うんですが、もしそれが実施できれば、県内では珍しい取り組みで、特徴的で、あとは実際に実用性もあるものだと思うので、片隅に置いといていただければと思います。次に（3）ですね、この地域公共交通、これですが本町の地域公共交通の現状として一つ、今年の4月16日に長崎バスのダイヤが改正されて、特にニュータウン線とか南陽台、緑ヶ丘のような町内に点在する団地を通る便が結構減便されてる印象なんですね。これ改正の前後幾つかバス停で比較調査したんですけども、長与ニュータウンから新地中華街行きが平日の9時から16時台、17本あったものが12本、5本減ってる。緑ヶ丘も同じく新地中華街行きが9時から16時台、昼間ですね、これ8本から6本に減ってる、これは8本から6本だと2本しか減ってないんですけど、これ時間帯で見ると、今まで大体1時間に1本だったのが、この期間のうち12時台、14時台、15時台、もうゼロになってるんですよね。なので非常に不便になっている。同様の行き先と時間帯でいうと南陽台中

央は9本から4本、また逆に市内から向かって来るバス、これ堂崎、岡郷の方に向かうバスが塩床のバス停を見ると、市内の方向から来る下りっていうんですかね、が9時台から16時台、6本が4本、つまり向こうから來るのも減っている。そういうふうにちょっと不便になっている状況だと思いまして、買物や病院などの往復のような日常的な移動に、これ結構支障来ぐらいの減り方と私は感じるんですが、減便については長崎バスとその改正の前、もしくは後、ちょっとこれだと困る、減り過ぎかなといった、ちょっと困るなとかですよ、何とかなりませんかといった要望や協議っていうのはまず行われたんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

バス事業者とは毎年協議を行っているところでございます。バス事業者におきましては、利用者のコロナ禍以降なかなか乗降客数が伸びないっていう現状の中、バスの運転手の方が減り続けている現状というのがございます。長崎バスにおいては昨年よりも30人運転手が減ったという状況もございます。その中で、通勤通学を中心に維持をしながら、日中の利用者の少ない便については運転手がいない中、やりくりして減少するっていうことはお聞きをしています。そういう協議も行っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、実際に当然営利事業ですから、お客さんがいないんであればもうそれは走らせててもしようがないわけで、実際にドライバーさんも減っていて、そうなっていくのはやむを得ないとは私も思います。だからこそ、この立地適正化計画は都市機能や居住を一定の範囲に維持することで、現状維持、人口減少もなるべく解消するというようなことを目的としてますから、ならばその民間の事業者ができないところは、行政がカバーしないといけないと思うんですよね。その都市機能や居住誘導する区域、逆にお店やそういう病院とかが経営を続けていかないと、そもそもそこに集中集約もできないわけで、現状維持もできない。実際、時津町はこの立地適正化計画の誘導施策の中に町内店舗企業の維持という施策を掲げている。これも当然やるべきだと、これをやるべきだと思うんですね。そこで誘導施策の1つとして改めて申し上げたいのは、以前令和5年12月、提案した高齢者、障害者等が無料で乗れるような町内循環の福祉バスなんですが、これ以前の答弁では、利用者を限定するとかっていうのはちょっと公共交通としてはいかがか。あとは当然民間との競合等ということでしたけど、やっぱり立地適正化計画の趣旨からも、そういう交通弱者である子どもや高齢者、障害者が暮らしていく環境は維持しなければいけないと思うんですよね。実際に先ほどの答弁にもありましたけど、立地適正化計画は他のマスタープランとか総合計画と整合させる、そっちが上位計画と

いうか、ことをおっしゃってますから、それにも当然合致しないといけないと思うんですね。本町の現在の第10次総合計画はSDGsと整合することをうたっていますよね。このSDGsの実際に17のゴールの中の1つ、11に「だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう」というゴールがあって、その2番目に、7つあるんですけど2番目にこう書いてあるんですよね、2030年までに、女性や子ども、障害のある人、お年寄りなど、弱い立場にある人々が必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、すべての人が、安い値段で、安全に、持続可能な交通手段使えるようにすると、こう明確に書いてあるんですよね。もちろんこれ無料でとは書いてないですけど。やはりもうSDGsに則って総合計画を進めていくっていうことであれば、これももう当然考えて、ぜひ進めていただきたい。都市機能誘導や居住誘導は繰り返しだが地域公共交通の整備は必須条件になると思うので、はっきりと言うと、できない、やらないでいいというのばかりではなくてですよ、もうちょっと先を見据えれば、もう今からやっていかなきゃいけないなというふうに考えるべきだと思うんですよね。で、改めて、こういった子どもや高齢者、障害者を中心に利用できるような無料のコミュニティバス、循環バスもしくはどうしても限定的でないんであればそれ以外の方は低価格で乗れるような100円とか、町内循環バス、町内で循環すれば当然買物も町内でしょうとか病院も町内に行こうとかなるんじゃないかなと。こういったのをこの機会に都市計画課や政策企画課、場合によっては福祉課など全庁的に協力してできる、こういう形ならできるんじゃないかな、協議検討すべきと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

ご提言をありがとうございます。私たちも公共交通の充実というところで、今まで乗り合いタクシー等を検討してきたところですけれども、どうしてもやっぱり住民のニーズに合致してなかったというところの反省点も踏まえ、そしてさらに住民の方から細かなニーズっていうのを地域の方にも出向いて聞き取り等をやってまいりました。そして令和5年度からは今公共交通を担っている政策企画課だけではなくて、例えば介護保険課であったり、福祉課であったり、あと自治会の担当である地域安全課だったり、そういう所とも横断的な協議をするように今しているところです。そして減便になったから町が走らせるっていう発想は、乗らないので減便になってるので、町がそれに合わせて走らせても、これは恐らく同じように利用者がなくて乗らないだろうということを考えておりまして、そこで今いろんな経済の事例であったり、全国の事例の中に地域を核とした移動支援っていうのがたくさんあるっていうことに私たちも注目をしておりまして、地域を核についていいますと住民であったり、そこの地域の社会福祉法人であったり、そういう所、例えば社会福祉法人が送迎に使ってるバスを昼間にちょっとお借りして

走らせていただくとか、そういうことを今検討しております、今地域の担い手としての人材育成を図ろうということで、今年度はそういうところに取り組みを始めようというところで計画をしているところです。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、今回の補正予算にモビリティ人材育成業務委託料ですかね、こういったのもあったので、そういうことかなと思いますが、ぜひ実効性のある施策に、これ1,500万円もありますから、活用していただきたいということで、大きな1番を終わりたいと思います。

この2番ですが、このうち、時間がないので今まで申し上げてない（3）から、ちょっと先に行かしていただきたいと。先ほどの例に出した杉並区では、この事故が起こる前年の令和4年に目視による点検を実施している。ですが、その翌年にその目視の時に発見したくぎなどの危険物が17点だったと。ただその翌年にちょっと期間はどのぐらいか分かりませんが、翌年に先ほどの10個、地面から数ミリ出していた釘によって児童が膝を十数針のけがをしている。私はこの事実が目視による点検の限界を表してゐんじやないかと思うんですよ。数ミリしか出てないくぎも目視で見逃さないとも言い切れないですし、プラス、仮に目視の時は実際に見つけなかった、地中にあったものでも、もう先ほどおっしゃったように雨ですぐ露出する可能性もある。ですから、もちろん子どもの安全のためでも極端な費用がかかるることは当然実施できないと思うんですが、先ほどの杉並区のこの全校の調査を杉並区に問い合わせたところようやくちょっとぎりぎりで回答がありまして、金属探知による点検を業者に委託したところ、63校で約4,370万円、つまり単純計算でいくと1校当たり約70万円なんですね。これを予備費で実施したことでした。この検査は毎年行う必要はないとも思うんですね。むしろ、取りあえず1回、今まで埋まっている、そして地表に出る可能性のある深さぐらいのもの、1回やってみていいんじゃないかと。もちろんそのスケールメリットがうちの学校数ではないので、70万円じゃ収まらないかもしれません。もしかしたら県内にはそもそもそういう金属探知をするような業者ないかもしないんで、遠方から呼ばなきやいけない。そういうのもあるとしても恐らく1校当たり100万円ぐらいじゃないかなと、これは私の推測です。これを1回やってみるとことぐらいはいいんじゃないかなと思うんですね。それ私、仕様書も頂いたんですが、深さ10センチ以内でいいと。当然それ以上深いものはもうほとんど出てこないだろうから10センチ、探知したけど、10センチ掘ってなかつたらもう埋めると。何かそういう仕様書があるんですけど、それぐらいはやっていいんじゃないか。私は別にもう金属探知をすれば今後目視点検をしなくていいとも言ってないです、むしろ現在の日常的点検も今後も必ず続けていただきたい。ただ、目視にも限界があるので、このぐらいの費用だったら、一度でもやってみた

らどうかと思うんですが、それでもやはりやる必要はないとお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

児童生徒および教職員そして保護者の方の安心安全を考えていただいて本当にありがとうございます。児童生徒の安心安全を確保することは学校の最大の責務でありますし、教育委員会の最大の責務と考えております。現在、目視および触診等による日常的な点検および定期的な点検を行っております。先ほどから出でております杉並区の事故を教科書といたしまして、念には念を入れた点検を行っており、現在、運動場における不要なくぎ、ペグ等でのけがは起きておりません。先日から中学校の方では体育大会、小学校の方でも運動会が行われましたけれども、その際、新しく打ったペグについても大会が終わり次第不要なものは抜いております。また、子どもたちも体育大会運動会前には、自分たちがけがをしないようにというところで目につく小石等も拾いながら、安全確保に教職員だけでなく児童生徒も現在努めしておりますので、今、目視等の安全点検で一定子どもたちの安全は確保されております。先ほど委員からご提示ありました金属探知機の調査になりますと、1校当たり今70万円程度というようなお話を聞きました。これが8校になりますと560万円、600万円近くのお金が使われます。現在、目視で十分安全が確保されておりますので、その予算等がありましたら、他に教育活動の充実にも活用ができるのではないかなど考えておりますので、現段階では金属探知機の調査点検というものは考えていないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。杉並区の問い合わせによると、自主点検と業者の委託の金属探知をやった。自主点検はやはり従来どおり目視点検ということだったんですね。ただし、この学校の中には自主的に金属探知機を購入して使った学校もあると。その金属探知機っていうのは、杉並区で学校が買ったものは大体3万円ぐらいの、よくテレビで見る地面を探知していくやつなんですよね。で、これは例えばこのぐらいの金額であれば、私校長の裁量でも購入備品みたいな形で買えるのかなと思うんですよね。これ例えば、今教育委員会はやらないということでしたけれども、小中学校の校長がこれを買ってちょっとうちの学校はやってみたいっていうことであれば別にそれを妨げるものではないということなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校の備品につきましては、1万円以上になるものについては教育総務課との協議等

も必要になってきますので、校長の一存だけっていうのは少し無理がございます。ただ、学校で購入したと仮にした場合、学校で自主的に点検することを教育委員会がしなくていいということは言ってございません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。先ほどのとおり、これをやつたらもう目視の方をちょっと、例えば今までより緩くしてもいいとかそういうことじゃないので、やってみて出てきたら、やっぱり他の学校でもやつた方がいいんじゃないかなって皆さんも思われるんじゃないかなと思いますし、学校単独じゃなくても、例えばそれを買って試しに素人のあれにはなりますが、やってみて実際思ったよりすごい出てくるってなれば、多分皆さんもまたお考えを改められるかなと思うんで、ぜひこの金額であればちょっと検討していただければなと思います。そして、ちょっとそうすると戻りますが、2番の学校公開ですね、これについては令和元年に一般質問で指摘させていただいて、その時に当時理事でいらした金崎教育長が、学校公開は継続していくけれども、この防犯体制が甘いという指摘は受け入れて一層強化したいとおっしゃってくださいました。ただ翌年からコロナでしばらくこれはなかったと思うんですが、令和5年度から再開されてるということで、この5年度以降、元年に指摘して一層強化したいといった防犯体制、具体的に本町では強化されたのか、されたんであればどういうふうに元年までとは違う体制をされてるのかを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、学校教育週間における学校公開のコロナ前に戻りつつあります。ただ、訪れる方のほとんどが保護者の方で、以前より地域の方が少なくなっているのが現状ございます。また、訪れる地域の方も見守りボランティアの方であるとか、図書ボランティアの方であるとか比較的学校に近しい人で、子どもたちにとっても教職員にとっても顔見知りの地域の方が多ございます。しかしながら、安全対策については強化をしているところです。入口を限定する、そして受付を設定する。受付には必ず教職員またはP.T.Aに協力依頼をして、受付に常駐するようにお願いをしております。ただ、どうしても立てない時間帯がある場合は学校に、全ての学校で簡易的ではございますが監視カメラを設置し、職員室で入口の確認をいたしているところでございます。併せて、管理職員による校内巡回を強化して、訪れてくる保護者の方、地域の方にお声かけをするなどして、安心安全を確認しておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。そうすると、以前は元年の時私が実際行ったら、もう全然受付に誰もいなくても、もう何ですかね、素通りで入校証を取って勝手に掛けて、もう行ける状態だったのは改善されているということで、ありがとうございます。この件については、私直接、県庁の教育庁も行って同じ指摘を今回させていただいたところ、今年度はもう従来どおり行うと決まっているので実施するが、来年度以降の実施についてはそういう意見もちょっと協議するかもしれないというか、お答えいただいたのでそっちに期待して、この（2）については終わります。最後に（1）に戻りまして、給食ですね、先ほど適量、一定基準の90から95%ぐらい、栄養素等もちょっと満たしていないけれども、ある。ただその学校給食摂取基準に定められたカロリーについては、これはすみませんちょっと先ほどお答えあって、聞き逃してたら申し訳ない。それは数値は満たしてるんでしょうか。あとは児童生徒の実情、いわゆる体格とかそういったものに合わせて、この基準はあくまで基準なので、その学校地域の実情に合わせて反映するのが望ましいというふうにたしかあるんですが、本町はどうなんでしょうか。基準ぴったりにするようにしてはいるのか、それを目安にしながら、生徒の体格等で給食はカロリー等変えてるのか、それをちょっと伺います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず、本町につきましては学校給食の栄養摂取基準を一応目安にしております。また、本町の子どもたちの運動習慣等々から考えますと、基準値よりやや低く設定してもよい栄養量になっているところがございますが、今議員からご指摘がございましたカロリーにつきましては、6年度若干その90から95%でしたが、この4月、5月は100%近く確保されております。一定米飯を増量すれば、カロリーは担保できるんですが、あまりに米飯を増やし過ぎますと今度食べ残し、食品ロスがございますので、その点も考慮しながら考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

はい、分かりました。少ない多いのはおっしゃったとおり、生徒のもう主觀というかですね、感覚になるのでしょうかない部分もあって、それに対して先ほどのとおりおかわりなどで対応してくださってるということなので、なかなか女子は少ないとあってもおかわり言いづらいようなこともあるかと思うんですが、そういうのをできるだけしやすいような、そういうのはしてもいいんだよっていうような何かそういうので促していただければと思うのと、もう一つは、学校給食っていうのは学校給食法で適切な栄養

の摂取による健康の保持防止を図ることと書いてあるので、それを常に満たしていただきたい。質問ではないんですが、最後に例えば文部省の基準、低学年で530キロカロリー、1日3食ですから、1日必要なものちょうど3分の1とされているそうですが、この3分の1というのが、この成長著しい年代では1学期と3学期でもう違うと思うんですよ。何かどっかの学校で調査したところによると、1学期でその低学年のいわゆる身長とか体重等で割り出したカロリーは537キロカロリー、この基準が530キロカロリーですからちょうどぐらいだったのが、2学期に身長等で照らし合わせると3分の1が556キロカロリー、で3学期の1月で測ると582キロカロリー。つまり、同じ学年でも、もう基準の530っていうのが3学期の頃になるともう50キロカロリーも足りてない。やはりここは先ほどの給食法に照らすと、満たすのが学校行政の義務だと思いますので、先ほど実情に合わせて設定しているということでしたが、その設定ちょっとどのぐらいの頻度でされてるか今ちょっともう質問はしませんが、ぜひそういう体格の変化も考慮して、必要十分な給食を提供していただきたいということで質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時45分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、金子恵議員の①小中学校体育館の空調設備設置について、②資源化物回収の今後の取り組みについての質問を同時に許します。

11番、金子恵議員。

○11番（金子恵議員）

それでは早速通告書の方を読ませていただきます。①小中学校体育館の空調設備設置についてです。近年、異常気象の頻発や猛暑日数の増加が顕著となっている中、学校施設における熱中症対策は急務となっています。特に小中学校体育館は、日常の学校行事や体育授業だけでなく、災害時の避難所としての役割を担う施設であるため、室内環境の維持、改善が児童生徒および地域住民の安全確保に直結することが考えられます。そのような中、国は災害対策や省エネルギー促進などの観点から、各種補助金制度や推進施策を展開している状況です。現在、文部科学省が全国の学校体育館等への空調整備を加速するため、臨時特例交付金の創設や効率的な整備手法を提案しており、避難所機能の強化や児童生徒の学習環境の改善が目的とされています。しかし、長崎県の空調設置率は0.4%と低い水準で、早急な整備が求められています。空調設備の導入により、児童生徒が安全で快適な環境で学べるようになること、また災害時に避難所として使用されるため空調設備が住民の健康を守ることから、早急な対策を講じる必要があるのでは

ないかという観点から、以下の質問をいたします。（1）暑熱環境が児童生徒の健康や学習環境に与える影響について町としての認識を伺う。（2）現在の体育館の室温や湿度管理に関して、具体的な問題、これは極端な暑さ、寒さ、湿度の高低などですが、どのように把握されているか。（3）利用者の健康や快適な利用環境の確保のために、どのような空調対策が必要であると考えているか。（4）設備導入に向けたスケジュールや計画はあるか。以上4点を中心にお伺いいたします。

次に②資源化物回収の今後の取り組みについて。自治会会員による当番制で行われている現在の資源化物回収は、常設の回収場所ができたことで利便性は高まったものの、月1回日曜日早朝の実施への住民の意見を背景に、ステーション回収方式への復帰を求める声が高まっています。今後、回収方法の再評価と改善が求められている状況ではないかと考えますが、どのように考えているのか、町としての見解を伺います。（1）現在の回収方法は住民の中には負担を感じている人も多い状態である。この状況をどう考えるか。（2）従来のステーション回収への復帰を求める意見を多く聞くが、今後の方針はどうしていくのか。（3）自治会のアンケート結果を基に、現行の回収方式の評価と改善可能性についての検討や、ステーション回収方式へ戻すことの利点と課題を、住民との意見交換を通じて分析していくべきではないか。以上3点を中心にお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、金子恵議員の質問にお答えをします。なお、1番目のご質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から2番目のご質問についてお答えをします。1点目の資源化物回収の今後の取り組みについての中の1点目、回収方法に負担を感じている人も多いが、この状況をどう考えるかという点についてのお尋ねでございます。現在実施しております資源化物の拠点収集は、町内自治会で組織されている長与町保健環境連合会と町で協議を重ね、町民の分別意識の醸成を目的いたしまして、平成17年度から全ての自治会で実施をさせていただいている事業でございます。拠点収集につきましては、ステーション収集に変更を希望するご意見や自治会員の交流の機会になるので継続を希望するご意見など、さまざまご意見を頂戴しているところでございます。資源化物の収集方法につきましては、改善点や今後の方向性を検討することを目的に、昨年自治会向けに資源化物拠点収集に関するアンケートを実施しました結果、実施側である自治会の当番の負担と、出す側である町民の拠点場所まで持っていく負担の2通りがありまして、実施側、つまり出す側ともに一定の負担があるものと認識しております。現在町が行っている対応といたしましては、まず当番の負担につきましては、リサイクルの推進と廃棄物の排出抑制につながる活動として実施いただいている自治会のご協力に対しまして、助成金の交付を行っておるところでござい

ます。また、拠点場所まで持っていく負担につきましては、高齢者などごみ出しが困難な方を対象に、資源化物を含め、訪問収集を行う高齢者等ごみ出し支援事業を実施をいたしまして、町ホームページや保健環境連合会を通じまして周知を図っているところでございます。続きまして、2点目の今後の方針はどのようにしていくのかというご質問でございます。ステーション回収への移行につきましては、昨年実施しました自治会向けの資源化物拠点収集に関するアンケートにおきまして、ステーション収集への移行に賛成またはどちらかといえば賛成が54%、反対またはどちらかといえば反対が34%、どちらとも言えない、その他が12%という結果が出ております。またアンケートの中では、その他拠点収集の実施に関するさまざまご意見を頂いております。今後の方針につきましては、アンケートの結果を踏まえながら、保健環境連合会ならびに資源化物の受け入れ先であります長与・時津環境施設組合とも協議をしてまいりたいと、そのように考えております。3点目でございます。住民との意見交換を通じて分析していくべきではないかというご質問でございます。拠点収集の今後の方向性を検討していく上で、町民皆さまの利便性、負担軽減の観点からも、町民のご意見を伺うことが重要であると考えております。併せて、収集体制、処理場の受け入れ体制、費用面などにつきましても、関係機関との協議は必要となってまいります。また、アンケートのご意見にもありますが、ステーション収集へ移行することによる違反ごみの増加やリサイクル率の低下、住民同士の交流の機会減少に伴う地域のつながりの希薄化なども懸念事項として挙げられておりまして、その対策につきましても検討が必要と考えております。さまざまな検討課題がございますが、これらの課題を一つ一つ精査しながら、今後の収集方法について判断をしてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、小中学校体育館の空調設備設置についての1点目、暑熱環境が健康や学習環境に与える影響についてのご質問についてお答えいたします。暑熱環境が児童生徒の健康や学習環境に与える影響といたしましては、熱中症や脱水症状などの身体への直接的な影響の他、学習意欲の低下などの精神的な影響など、さまざまな影響を与える可能性があるものと認識しております。続きまして2点目、現在の体育館の室温や湿度管理の把握についてのご質問にお答えいたします。学校体育館に限らず、教育活動における室温および湿度管理につきましては、都度、暑さ指数、いわゆるWBGTを測定し、これに応じた行動指針に基づき危険度を把握することで、より安全な事業や活動を行うこととしております。3点目、快適な利用環境の確保のための空調対策についてのご質問にお答えいたします。まず、町内公立小中学校の令和6年度末時点における空調設備設置率について申し上げます。普通教室の設置率は100%ですが、理科室、家庭科室などの特別教室の設置率は32%にとどまっております。この状況を受け、現時点の計画

では令和9年度からの3ヵ年で特別教室へ空調設備の設置を行うこととしております。また、体育館につきましては設置率0%であり、現在のところ大型扇風機などによる対策を行っているにすぎませんが、議員ご指摘のとおり、避難所に指定され、かつ社会体育施設としての利用も多くあることから、空調設備設置の必要性を感じているところでございます。4点目、設備導入に向けた計画についてのご質問にお答えいたします。議員お示しのとおり、国の令和6年度補正予算におきまして、避難所となる全国の学校体育館への空調設備の加速化を旨として、新たに空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。現在のところ、この交付金の対象期間は令和15年度までとなっております。先ほど申し上げましたとおり、空調設備につきましては、特別教室への設置を優先的に行う予定しております。また、学校施設の長寿命化工事も並行して行う必要があることも踏まえ、学校体育館空調設備の設置時期および最適な整備手法につきまして、財政状況も含め総合的に判断してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは現状の把握をしながら、再質に入っていきたいと思います。まず、町内の小中学校において、体育館利用中に熱中症と診断された、またはその疑いで保健室対応や医療機関への受診に至った児童生徒っていうのがあれば、件数をまず把握されているのかということ。これに関しては、保健室での対応となると軽症で済むケースが多いですので、この数には含まれないというふうに思いますけれども、その点を含めて町としての問題意識とか見逃しを防ぐための改善策、そこまで含めてお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

まず、昨年度の熱中症またはその疑いがあった児童生徒の数についてです。小学校児童数は延べ72名、そのうち体育館での活動中の発症者は6名となっております。続いて中学校生徒は同じくですが延べ21名、そのうち体育館利用中に関して言えば5名となっております。続きまして問題意識についてなんんですけど、当然教育委員会そして学校としても生徒児童ならびに教職員につきましても、命と健康を第一に考え、問題意識を持って熱中症対策に臨んでいるところです。見逃しの防止の対策としましては、学校教職員による健康観察を丁寧に行い、かつ児童生徒の体調変化に敏感になり発症のサインを見逃さないようにすることが大事かと思います。そして何より大事なのは事故の未然防止策ということになろうかと思いますが、定期的にWBGTを測定しその指数を把握すること、そしてその指数に応じた行動指針に則った対応を適切に行うこと、そして水分補給を小まめに行い、日陰などの休息を適宜取るなどの対応が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

およそ今数字をお聞きしていましたけれども、この数字が疑いで、実際に発症したのが6人程度ということのお答えだったかと思います。で、この発症状況について町として今回お答えは頂きましたけれども、実際日頃からこういうふうな数的なものとかそういう情報収集ですか、報告体制というのはしているのかというところをちょっと懸念するんですが、各学校から定期的に報告を受けているのか、それとも個別の発症時のみの報告なのか、どのような運用をしておられるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

学校からの連絡体制、報告体制につきましてですが、現在うちの方にあります長与町立小中学校管理規則、この第9条の規定によって、児童および生徒について重大な事故もしくは集団的疾病の発生またはその恐れがある場合は、学校に対して教育委員会の報告義務というのを課しているところでございますが、現状定期的な報告というところまでは求めておりません。ただその上で、教育委員会としましては日常的に出欠の状況の確認やその欠席の要因などの把握を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

教職員とかそういう方々が管理規則を基にということであります。この管理規則とは言ってもやはり個別の各学校単位での対応というのが中心になろうかと思いますので、そちらはもし教育委員会に何か報告があるというのは、やはり重症患者が出たというときのみぐらいでしょうけれども、それまでの環境の整備というのは、学校と一緒にやっぱり整備をしていくべきかなというふうに考えております。で、今ちょっとあったかもしれないんですけども、教職員や養護教諭の方々から先生たちから暑さの現場の声とか、子どもたちの健康状態に関するヒアリングですかね、こういうものというのは実施したことはあるのか。実際あれば具体的にどのような声があるか、町としてはどう受け止めておられるのか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ヒアリングと称しまして個別の機会は設けたことはございませんが、校長会、教頭会などの機会を利用してご意見を伺う他、当然日常的な学校教職員ないし事務職員そして養護教諭も含め、連携を取る中でお話を聞きしているところでございます。現在のと

ころ学校側からの意見としては、利用頻度が高い、そして火気を扱うことなどから理科室などの特別教室への空調設置の要望があつておるところでございます。これを受け、先ほど来、教育長からの答弁にもございましたとおり9年度からの3カ年をかけて特別教室への空調設置っていうところで、今現時点で予定をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今回のこの質問をするに当たり、やはり体育館というのは避難所にもなり得るということからお聞きしましたけれども、国が示す避難所運営ガイドラインでは、避難所の室温を28度以下に保つこととか、必要に応じて冷房機器を設置が求められていると思います。空調が整備されていない現在の体育館が猛暑時に避難所として急遽使用された場合、住民の健康に対してどのようなリスクがあると、町はその認識はされているのかという点をまずお聞きしたいと思います。そしてそのリスクへの対策は講じられているのか。こちらに関してはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

金子地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

猛暑時における体育館の避難所につきましては、近年の気象状況を踏まえますと、熱中症のリスクについては注意をしておく必要があると考えております。またその対策につきましては、避難所を開設する時点において空調設備を備えた避難所から開設していくということや、熱中症を考慮した上で体育館を開ける場合には、町で管理をしておりますスポットクーラーや大型の扇風機を配備することで対応してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

おおよそ一応の対応はされているということで、このスポットクーラーの件に関しては、町内業者の方と協定か何か結んでいらっしゃって、一緒にある程度の準備ができるというような状況になっているのかなというふうに思っております。ただ、この体育館の空調整備なんですが、今避難所としてのことでお聞きしたように学習環境の改善だけではなくて、避難所の機能の観点からも急務というふうに、っていうか急がなければいけないことというふうに考えております。ですから文科省の方でも交付金を補正で上げてくるというような対応になったのだと思います。町の防災計画のようなものがあると思うんですけども、この整備はどのようない優先順位に位置付けられているか、この体育館の空調設置整備ですね、これがどういうふうな位置付けなのか、こちら答えられる範囲で結構です、お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

防災計画上の優先順位の位置付けということでございますけれども、地域防災計画におきましては災害対策全般にわたる基本的な計画というものを定めておりまして、施設の具体的な整備の内容についてまでは定められておりませんけれども、空調設備の必要性については認識をしているところでございます。また防災計画の中では、良好な生活環境の確保という項目がございまして、その中では国が策定する指針を踏まえて必要な取り組みを推進すると記載がございます。空調設備の課題も含めた避難所生活のさまざまな課題につきまして、こういった国の指針等を参考にしながら、改善できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

取り組んでいただきたいと思います。この小中学校体育館の空調整備なんですが、国が実施している補助制度、例えば先ほど通告書の中でも触れました、答弁の中にもありましたけれども、文科省の臨時特例交付金とか、学校施設環境改善交付金などについて、町として調査とか情報収集などは行ったことがあるでしょうか。お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

頂いた元よりある学校施設環境改善交付金はもちろんのことですが、国の令和6年度補正予算において新たに創設をされました空調設備整備臨時特例交付金についても、当然情報収集に努めているところでございます。簡単に内容に触れますと、特別教室の空調設置に係る学校施設環境改善交付金の補助率は3分の1ですが、避難所に指定された体育館の空調設置に係る空調設備整備臨時特例交付金、こちらについては補助率が2分の1でありまして、補助単価につきましてもその約1.5倍とかなり非常に有利なものとなっております。またさらに起債や交付税措置に関しましても、同様に充実したものとなっているようでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今おっしゃったとおり、その内容ですね、この交付金の内容というのは大まかそういうものだというふうに思います。で、同じく通告書に触れましたけれども、県内だけでも空調の設置率っていうのが0.4%と低いということで、だからこそ他自治体と比較し

て先行的に取り組む必要もあるのではないかというふうに思います。町としての整備の優先順位とか、緊急性についてはどのように認識されているかという点ですけれども、先ほど答弁の中で令和9年度から3カ年にかけて特別教室の空調設備整備の方を先にされるということで、それはもう当然必要なことですので、ここは進めていっていただくのが当然のことだというふうに認識しております。ただ、ただですよ、文科省などから支援する交付金が打ち出されている今、これ令和15年度までというふうになっておりますけれども、単年度の予算の中で、そこに合えば、その交付を受けられるとかちょっとそこら辺の仕組みが詳しくありませんけれども、15年って言ってあと8年あるから大丈夫って、いつかそのうちということではなく、私はもう避難所として考えるのであれば、並行してやっていくというのも一つかなと思います。なぜかと言ったらこの交付金の補助内容とか、地方債の充当率なども本当すごく有利なものだなというふうに考えております。11年度までにこの特別教室の設置があるので、その間にいろんな計画を立てながら、この交付金があるうちにやはり手を着けていくのも必要なのかなと思いますけれども、この必要性に関しては、町としてどのように考えられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

まず教育委員会としましては、先ほど来ありました従前の交付金に比べこの臨時特例交付金が財政面で非常に有利で、かつ内容も充実したものであります。さらに、断熱性の確保要件というのも緩和がされております。こういったこともあり年度が進むごとに、他の自治体の需要というのがかなり増えてくるんじゃないいか、拡大する可能性もあるということから、今後設置のいかんに限らず、その順序についても一考の余地があるものではないかというふうに考えております。ただ、教育長答弁にもございましたとおり、特別教室への空調設置ならびに学校施設の長寿命化工事というのも並行して行う必要があることから、当然先ほど来ありました特別教室の空調設置も同じくですが、体育館への空調設備の設置については、財政面も含め総合的な判断が必要かと思われますので、慎重に議論を重ね、その方針を決していきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ある意味、学習環境プラス命に関わることでもあったりするので、そこはしっかりと議論を重ねていくということですので、進めていっていただきたいと思います。例えばこれが導入となった場合、今いろんなエアコンの種類というのがありますけれども、近年、輻射式の空調設備というのがあります。多分ご存じの方も多いかと思うんですけども、確かにこの輻射式の空調設備というのは導入する時の初期費用というのは高いです。しかし中長期的な運用コストですか、そういうものが削減につながるということ

と、公共施設で注目されているのは、この輻射式の空調のメリットというのもさまざまありますて、これはもう実際に調べていただいたら分かるかと思うんですけども、今後の長期的なトータルコストが抑えられるということ、それと費用対効果や環境負荷軽減の観点からも選択肢の一つとして積極的に検討してはどうかという、これは今回明日入れる、明後日入れる、来年っていうことではないんですけども、いつか近い将来に導入をする時のためにこの空調設備のことを少し調べていただいて、そちらの方に導入を考えていくのもいいんじゃないかなという提案です。これに関してはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

輻射式の冷暖房機の設置導入についてですが、体育館で例えばバトミントンとか羽根が軽いものであったりとかで、体育館の風が不利に働くとか、その競技に影響を与えるということもあって、この輻射式冷暖房のメリットである無風そして無音であること、そして体に優しく、温度むらが少ないと、そしておっしゃられたように省エネの性能が非常に高いというところで、導入費用も幾年かたてば回収できるというような話も調査の中で我々も把握しているところでございます。こうした形で対流式のエアコンに比してかなりのメリットがあるものと我々も認識しておりますので、それゆえ体育館空調においても有力な選択肢の一つとして考えられるものと認識しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

有力な選択の一つとしてということですので、こちらの方はできれば研究していただけたらなというふうに思っております。この輻射式のエアコンに関しては、実は5日ほど前に宗像市、こちらの方がホームページの方に掲載をしておりましたけれども、市内の設置箇所というのが小学校14校で中学校が6校、義務教育校、別にですね1校、結局21校分の体育館の空調設備が終わったと。これが輻射式のパネルとエアコン組み合せたシステムで、エリアのみを冷暖房をする効率的な運転が可能ということで設置を進めて、令和3年度から始めて、この間、5日ほど前にも完了したということでした。この宗像市の規模というのはあまり大しては変わらない規模だというふうに、まあまあ21と、うちは武道館を除いた8ですので、それに対して19億円ということは簡単な小学生の計算でいけば、半分の10億円弱で済むのではないかということ、そしてちょっとお話をした時に気付いたんですけど、特別教室にエアコン設置するのに電力的なものっていうのは大丈夫なんですかね。何でこれをふと思ったか、聞いたときに考えたかというと、特別教室を設置します、設置するのは大丈夫だけれども、後からまたその電力の容量とかそういうものをやり替えるとかいうのであれば、私はこの交付金を使つ

てこの年度内というそういう期限とかがあるかどうかが、ちょっとごめんなさい、分からんんですけども、今回の交付金、体育館への空調設備のこの交付金を使って、その電力部分っていうのを並行して大きくして、いざという時は特別教室も電気のことも考えなくていい。それともう一つはガス式と電気式に分けていたら、いざ電気が止まった時、ガスが止まった時、どちらかで利用ができる、そういうこともさまざま考えられるんですけども、そういう研究というのはなされたことはあるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

おっしゃられるように先ほど来申しますように臨時特例交付金の方が補助率を含め、いろいろな有利な面、内容も充実している面がございましたので、そちらの方でおっしゃられてるのは受変電設備ですね、いわゆるキュービクルの整備をして、その後、特別教室の容量も有利な事業の方で電気の容量を確保した後、そのキュービクルのない、容量を増やした、そのことをもって特別教室の整備をするという、その順番の考え方っていうのは当然あるかと思います。それと動力源をガスにするというところも、強靭性、レジリエンスの確保の点から非常に有効だということも我々調査の中で把握しております。当然ガスヒートポンプを使った輻射式の空調というのもできますし、いろいろなさまざまな形で研究検討を重ねて、より適切な、当然場所によっても全部が全部輻射式、全部が全部ガスということではなく、場所場所に合ったやり方っていうのをさまざま情報を拾いながら検討してまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、場所に応じて、いろいろと機械の種類とか熱源っていうんですかね、そういうもののいろんな考え方があると思うので、本当先ほど言ったように今付けるというわけではないんですけども、もっと機能のいいエアコンというのは今後も出てくると思うんですけども、無風ということはバトミントンとかさっきおっしゃってましたけど、そういうものの活動の時もエアコンが入った状態で使える、そこでそう大したコストがかからないというところのメリットというのはやっぱり重要視っていうか、考えていただきたいなと思います。今勝手にさまざまなおこから質問を申し上げましたけれども、何せ財源がないとこれは先に進まない、交付のその制度に乗つからないことはなかなか町単独ではできないというところで、しかしその防災、教育両面の観点から空調整備はもはや検討で済ませる段階ではないというふうに考えます。具体的な年度とか予算計上を含めて早急に取り組むべきだというふうに私個人的には思います。そういう時期なのではないかなというふうに考えております。文科省が出しているこの今回の交付金、先ほど課長がおっしゃられましたけどそういう交付金を使いながら避難所とな

る全国の学校体育館等への空調設備の整備の加速化のためにこの臨時交付金というのは創設したということですので、町として今後明確な工程、優先順位を示す必要があるのではないかというふうに考えますけれども、この質問に関しては財政の面からですね、ちょっとお答えいただければと思思いますけどいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

教育環境の整備の面からも、防災対策の面からも、体育館へのエアコン設置っていうのは重要な施策の一つだと私の方も考えております。ただやはり毎年ですね、歳入の見込みを超えるいろんな予算要求が各課の方からやってまいりますので、限られた予算ということで、全ての要求に応えることができないという実情もございます。やはり必要性、緊急性、妥当性、そういうものを各課において各部において精査をしていただいて、優先順位を持って予算要求をしていただければ、財政の方としては緊急性が高いものですから、必要なものには予算を付けていくという方針でおりますので、よくよく精査をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

先ほど同僚議員の質問の中でも経常収支比率が過去5年間の平均が9.2%ぐらいということで、自由に使えるお金が、お金がないというか余裕がないと、優先してやっていくものっていうのはきちんと選択をしていかないとという状況であるというのはよく理解をしました。ただ近年のこの猛暑の常態化によって体育館の暑熱環境というのは、やっぱり児童生徒の健康とか学習活動に深刻な影響を及ぼすとともに、災害時には避難所としての機能確保にも直結する重要な課題だというふうに思います。なので、現在、国、文科省からこういう交付金制度が整備されている今だからこそ、そのタイミングなのかなということも考えられますので、もちろん特別教室の整備と並行してっていうのが一番でしょうけれども、その財政面に考慮しながら優先順位を確認しながらというか、計画的に進めていっていただければなというふうに思います。今回検討中という、検討中というかよく検討中という言葉が言われますけれども、今後はこの交付金がある間にやはり具体的なスケジュールですか、工程表の提示、国の交付金の積極的な活用、これらをしっかりと踏まえて防災の観点を中心に加味した整備計画というのを策定を強く求めたいと思います。これで1番の質問を終わらせていただきます。

次に2点目の資源化物回収の今後の取り組みということでお聞きしたいというふうに思います。資源化物の回収の方法については、本町では自治会による回収方式というのが続いてきました。しかし地域の高齢者の方ですか、共働きをされている方々から、やはりちょっと負担だという声を年々多く聞くようになったような気がします。こうした

声について町としてはどの程度の深刻さで受け止められているかというのを時々考えるんですね。また、その正式な手段、例えば以前アンケートをされたことあるんでしょうけれども、相談だったりとかそういうもの、住民からの意見を受け取った実績というのは実際あるのかどうか、そちらお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず、町民の皆さんからご意見を頂く機会なんですけれども、そちらとしましてはまちづくり提案箱であったりとか、ホームページからのご意見、また総合計画策定時に行っております町民アンケートであったりとか、また通常の業務の中で窓口とか電話などのご意見、こういったことでさまざまご意見を伺う機会があるかと思います。今回この拠点収集に関しましては、先ほど町長答弁にもございましたが、昨年自治会向けに拠点収集の方向性に向けたアンケートというのを取らせていただきました。これが自治会拠点収集に特化したアンケートになるかと思います。いずれにしましても、これらのさまざまなご意見につきましては、町民の方々の皆さまの貴重なご意見ということで承っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

従来のステーション方式への復帰っていうか、そちらの方にまた戻すっていう声というのは、複数の地域で行く度にいろんな所から、こっちが言えばそうなのよっていうぐらいで、もしかしたらそこまで大きくはないかもしないんですけども、でも確かにいらっしゃるんですよ、高齢者の方とか。高齢者はいろんな高齢者の支援があるかもしれないけれども、働いている方が日曜日に朝出てくるというのが。常設の所に自分たちは持っていく、でも当番があるから、そういうふうなご意見も聞いたりします。で、この20年間近くこの回収方法が続いている背景というのは、答弁の中にもありましたけれども、ごみの減量化だったりとか、再資源化の促進、これが根本にあるというふうに思います。それは理解するんですけども、町としてこの現行の方式、拠点回収、見直す意思は本当にあるのか。それとも現状維持改善という前提になって、今後進めていくっていうことなのか、この2択ってしたらどっちでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず拠点収集の今後の方向性なんですけれども、これにつきましては、ステーション収集への移行というのも一つのご意見であるかと思います。その他にも収集の方法をどうするかというのも含めて現在検討しているところではございますけれども、まず議員

ご指摘の行政側の都合であったり、現状維持が前提にやってるんじゃないかということですけれども、そういうことではございませんに、今回の拠点収集の方向性につきましては、もちろん保環連であったりとか、受け入れ側であります環境施設組合、こちら側、また他にも関係機関等と協議をしながら判断をしていくべき事案ではないかということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ですよね、2択なんて、先が何も見てない状況で2択でっていう私の質問もあんまりですよね。実際、例えばステーションに戻しますってなった場合に、多分されてると思うんですけども、ステーション回収に戻した場合の経費の試算っていうのは行っていらっしゃるんですかね。何か一度計算をしたことがあるということを聞いたような気がするんですけど、改めてお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

あくまでもステーション回収に移行した場合という仮定になりますけれども、試算といいますか、収集を例えば月に何回するのかとか、そういうのも経費が変わってくるかと思います。なので、はっきりした幾らぐらいかかりますというのはなかなかお答え難しいところではあるんですけども、一つの参考としまして令和4年度から紙類の回収を拠点収集からステーション回収に変更しますけれども、その際にステーション収集に紙類を移行した時の経費につきましてが、移行前と移行後では年間実質約500万円程度の経費の増額という形になっております。なので、今現在行っています金属類、瓶類等、これを移行した場合につきましては、一概には言えませんけれども、同額またはそれ以上の程度の経費の増額が見込まれるんじゃないかなということでは考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

おおよそ想像どおりかなというふうに思います。金額は思ったよりも実はやっぱりかかるんだなっていうのは思いますけれども、今、町から資源化物の回収の助成として各自治会に助成金が行っていますよね。で、そのお金っていうのが自治会の活動費になっている所、別にこれがなくても活動をきちんとやれる所っていうのがいろいろあると思うんですけども、この助成金をもうもらわないという体で、ステーション回収に戻すっていうのは、皆さん52自治会がありますからいろんな意見があるのでそこの集約というのは必要でしょうけれども、結局、今後その金額的な面、それで皆さん 의견を集約

して、これらを合わせたところでの方向性ということになるのかなと思いますけれども、一番ネックになること、ステーションに戻せないっていうその一番の問題点、課題っていうのは何だというふうにお考えなられますか。お聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

本町としましては、ステーション回収に戻せないっていうことでは特に考えておりません。あくまでも平成17年度から拠点収集を始めましたということで先ほど答弁もさせていただいたんですけども、その当時は保健環境連合会の方と協議を重ねた上で、始めようというようなことで実施をしたものでございます。実際今その拠点収集からステーション収集に戻すというご意見もあれば、地域の交流の機会が少なくなってしまうとかそういったご意見も頂いてます。また、昨年取りましたアンケート等の中でも、ステーション回収に戻すと違反ごみが増えるんじゃないのかとか、そういったご意見も頂いておりますし、さらにそういったことでステーションを管理している自治会の負担がまたさらに増えるんじゃないのかとか、そういったいろんなご意見も頂いてるところです。いろんなご意見を精査しながら、いろんな観点から検討をしていった上で、総合的に判断をしていかないといけないんじゃないかなということで考えておりますので、もちろんステーション収集に変更するのも一つですし、今のやり方を何らか変えていって負担を軽減するような、またもしくは何かあくまでも例えばすけれども常設倉庫の方の充実を図っていくとかですね、併せてですね、そういったことでの負担を軽減していくとか、そういったこともいろいろ考えていくながら検討していくことではないかなということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

簡単にステーションに戻してほしいということを訴えても、やっぱり地域のコミュニケーションっていう言葉がよぎったりするんですよね、皆さん、そういうふうにおっしゃる方もいらっしゃるので。これをステーションに戻すっていうのが簡単にいくかというのは、それはもうなかなか厳しいこと。で、財源的なもの、そういうものでも厳しいというのは分かりますけれども、今後回収、ステーションに戻すに当たっていろんな意見を聞きながらということで、そういうふうな方向になるということを先ほど申し上げましたけれども、どのような基準に基づいてその回収方法を再評価していく予定かなっていうところはちょっと見えないところがあるので、今後の動きというかそういうものをしっかりとお聞きしていきたいというふうに思います。現行の方式には、だからそういうふうなさまざまな意見があると認識するも、やはり切り替えには至らないと。その状態が続いていることに関して町としてはそのアンケートの結果を、今回自治会長

にされて先ほど54%でしたっけね、ステーションに戻してもいいんじやないかという意見があったということで、このアンケートの結果を政策判断のきっかけとして重く受け止めるべきではないかなというふうに思います。で、その具体的な改善の検討に着手していくことも、やはりそれだけの54%というか、自治会長の意見というのは重いのではないかと考えております。判断基準の時期とかね、目安、少なくとも検討のスケジュールというのは、ある程度示していただきたいなと思うんですけども、これはもうそれこそさっきの空調のことではないんですけど、来年再来年にすぐ変わりますという話ではないので、今後将来的に見込んだ上で、答えられる範囲で、こういうふうな方向っていうか意見の聴取の仕方とか、そういうものを改めてもう一度お願ひできればというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず議員がおっしゃられる判断基準ですけれども、判断基準というのは特に町の方では設けているものではございません。で、その中で今回のアンケートにつきましては、もちろん拠点収集に特化したアンケートでございますので、大変貴重なご意見ということで承っております。で、先般、先月ですけれども、保環連の理事会の中でも改めて協議をさせていただいております。その中でも、また改めてアンケートの結果、それとメリットデメリットであったり、他自治体の状況なども資料として出させていただいて、いろんな提案をさせていただいております。今後継続協議をしていきましょうということでも話をしております、今後いろんな資料を出させていただいたりとか提案をさせていただきながら、その中で揉んでいって、併せてもちろん受け入れ側である施設組合であったりとか、町の方では費用面であったりとか、そういういろいろな角度から検証していくみたいというふうに考えておりますので、そういった中で方向性が一定見えてくるとは思うんですけども、その中でスケジュール等についても検討していくようになってくるということで考えておりますので、今のところいつ頃にとかそういうスケジュールっていうことについてはまだはっきりしたものはないというような状況になります。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、自治会長へのアンケートで出たこの結果なんですけれども、住民からの声ということで丁寧に分析をする必要があるというふうに思います。理事はおっしゃらなかつたんですけど、多分百合野かどこかで試験的に何か手法、何かされる予定があるというふうに、他の方からもですけど聞きました。このように必要であれば限定的な試験とかモデル地区の導入、そして柔軟なそういうふうな対応というのも検討していくべ

きかなというふうに考えます。単に現行維持とするのではなく、やっぱり変化に対応できる行政の姿勢というのは、今後もこのごみのことだけではなくいろいろな場面で求められているのかなというふうに思います。住民が負担というふうに答えておられる方もいるということは、その負担軽減と持続可能な回収体制、収集の体制っていうのもやはり両立をしなければいけない。それは環境面でも重要なことであるというのは重々分かって今回の質問に至りましたけれども、今後ですね、具体的なその改善策の検討を早期に進めていただくよう求めたいというふうに思います。終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 14時05分～14時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、岡田義晴議員の①姉妹都市ウェザースフィールド町の本町訪問について、
②小学校でのタブレット利用についての質問を同時に許します。

4番、岡田義晴議員。

○4番（岡田義晴議員）

改めましてここにちは。岡田義晴でございます。今回は大枠2つ質問をさせていただきます。まず1つ目、姉妹都市ウェザースフィールド町の本町訪問についてでございます。今年7月7日から3泊4日の日程で、本町の姉妹都市であるアメリカ合衆国コネチカット州ウェザースフィールド町からの訪問団を迎える運びとなり、町民挙げて温かく歓迎したいと思います。平成9年に本町とウェザースフィールド町との間に姉妹都市締結がなされ今日に至っているわけですが、そもそも姉妹都市になるきっかけ、そして、これまでの両町の交流の流れなどを紹介していくとともに、今後どのように両町の交流を続けていく考えなのかなどについて、次の質問をいたします。（1）本町とウェザースフィールド町との姉妹都市締結のきっかけは何かを伺います。（2）姉妹都市締結から今日までの交流の流れを伺います。（3）今回の訪問団の構成人数、目的、滞在期間などを伺います。（4）滞在期間中の日程、計画などを伺います。（5）滞在期間中に本町民との交流会などは計画されているか伺います。（6）今後もウェザースフィールド町との姉妹都市交流は続していくのかを伺います。

2つ目の質問です。小学校でのタブレット利用についてでございます。本町、小中学校では、G I G Aスクール構想推進計画の下、これまでのI C T環境の整備などを計画的に進めてけています。ただ一方で、小学生を持つ保護者の中に小学校でのタブレット利用について、いくつかの心配や疑問の声が聞かれます。話を聞くと、タブレットの画面を長時間見続けることで、視力の低下につながらないか。また、家庭において机に向かわざタブレットを持ってソファーなどで勉強することが多くなり、姿勢が悪くなつて

いる等の心配があるようです。確かに私たち大人にも同様なことは実感するところでもあると思います。また、長時間のタブレット学習は、首や肩周りの筋肉が緊張をし、肩こりを引き起こす可能性があることも否めないところでしょう。さらに授業以外の情報へのアクセスが心配との声も聞かれます。小学生のことですから、必ずしも全員がタブレット操作や決まり事などをしっかり熟知していないでしようから、保護者の一つ一つの心配もよくよく理解できるものと感じるところです。このように見えてくると、タブレット学習は映像や画像を使うことで学習効果が格段に上がるというメリットを持ってい反面、全ての学習内容に適用できるかどうかの課題があるような気がします。これらの意見を踏まえてタブレット利用の目的や方法、そして、家庭学習での利用の在り方などについて学校と保護者が十分に話し合い、より最適な学習環境を整えていくことがデメリットの解消につながっていくのではないかと考えます。そこで次の質問をいたします。（1）タブレット学習のメリットとして学習効果の向上や学習意欲の向上が挙げられます、タブレット導入時期から今日までに、どのような具体的な効果が見られているのかを伺います。（2）個別の学習として児童ごとに最適な学習内容を学び、個別の学習状況に合わせて指導できるということですが、具体的にはどのような指導なのかを伺います。（3）従来の紙媒体学習とのバランスを考えるときに、どのようにすれば学習効果の向上や学習意欲が期待できるかを伺います。（4）より最適な学習環境を整えていく上で、学校と保護者が適宜話し合う場を設けながらG I G Aスクール構想推進計画をさらに実効性のあるものにしていくべきと思うが、その辺りをどう考えるかを伺います。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは岡田議員のご質問にお答えをします。なお、2番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番目の姉妹都市ウェザースフィールド町の本町訪問についての1点目、姉妹都市締結のきっかけについてでございます。これは1993年、平成5年にアメリカ合衆国コネチカット州ウェザースフィールド町の当時の町長がですね。日本の町との姉妹都市締結を結びたいんだけども、どういう町があるんだろうかということをこの自治体国際化協会に依頼をされたわけでございます。その中にたくさん町あったんです。長与町も手を挙げたということでございます。それでその姉妹都市候補についてウェザースフィールド町としましては、町の歴史的背景あるいは人口規模、町の大きさ、その他にも県庁所在地に隣接したベッドタウンであるということとかですね。あるいは教育水準が高い。あるいは山や川に面して自然豊かな町。こういったものがやっぱりいくつかある町の中で、長与町が最適であるということで、姉妹都市に向こうの方から選んでいただいたという経過がございます。2点目の姉妹都市締結から今日までの交流の流れでございますけれども、1997

年、平成9年5月に長与町代表団、当時6名の代表団がこのウェザースフィールド町を表敬訪問いたしまして、姉妹都市の締結を行ったわけでございます。そして、平成11年、1999年ですけれども、ウェザースフィールド町より町長、タウンマネジャー、議会議員の3名が実は来町され、町制施行30周年記念式典にも参加されております。また、このときに現在の長崎県立大学シーボルト校の正門前から長与第二中学校方面へ伸びる町道をウェザースフィールド通りと命名しております。これ看板が立ってますので、分かると思います。その除幕式もそのとき一緒に行われておるわけでございます。そういうことがあったもんですから、2013年、平成25年に長与町から町長、議長をはじめとする6人の訪問団が今度はウェザースフィールド町の方を訪問をしておるわけでございます。両町の交流事業といたしましては、主に文化、教育分野を中心に進めておりますけれども、文化交流といたしましては、ウェザースフィールド町から寄贈されております図書を使ったお話会や読書会、また、絵画交流や国際料理教室、こういったものを開催をしておるところでございます。教育交流といたしましては、2010年、平成22年に長与小学校とウェザースフィールド町立ハイクレスト小学校が学校間パートナーシップを結んだことから、授業で姉妹都市について共に学習し、ビデオレターや学習の成果を送付をしておるところでございます。その後も長与町内の小学校でウェザースフィールド町の特産品であります赤タマネギ料理を用いた記念給食授業、あるいは北陽台高校とウェザースフィールド高校との動画での交流などなど、教育分野での交流も続けておったわけでございます。直接行き来する機会は多くはございませんけれども、新年のあいさつや定期的な連絡を取り合いながら有効な関係を現在でも継続してきておりまして、今回のウェザーズフィールド町からの訪問が実現をしておるところでございます。3点目でございます。訪問団の構成人数、目的、滞在期間等についてでございます。令和7年7月7日から10日までの期間でウェザースフィールド町より、マシュー・フォレスト副町長ご夫妻の2名が表敬訪問される予定でございます。今回の訪問では、今後の両町の交流の方向性に関しまして、これまでの文化、教育分野に加えまして、経済分野での交流も望んでおられるということでございますので、経済分野での交流可能性についても協議を行ってまいりたいというふうに思っております。4点目でございます。滞在期間中の日程、計画などについてのお尋ねでございます。滞在期間中の日程でございますが、今年が被爆80周年を迎える年でありますことから、平和事業にも関心をお持ちであるということでございますので、訪問初日は、平和の広場での献花をはじめ、歓迎レセプションを開催する予定であります。2日目は、町内を案内する他、先方より希望がありました経済交流として、町内の事業所との意見交換をはじめ会食なども予定しております。3日目は、教育交流として高田中学校、北陽台高校、県立大学シーボルト校の情報セキュリティ産学共同研究センターなどを訪問する予定としておりまして、4日目は帰国の途につかれるということでございます。5点目の本町民との交流会などの計画についてのご質問でございます。先ほどご説明いたしました歓迎レ

セッションには、国際交流協会の会員の皆さまなどにもご案内を行う予定でございます。議員の皆さまにもご案内予定としておりましたが、当初の予定よりも訪問団の規模が縮小されましたことから、歓迎セッションにつきましても規模を縮小してご案内を差し上げたいと考えております。他にも学校訪問や被爆者団体との献花、町内事業所など町民の方との交流についても計画をしているところでございます。6点目でございます。今後のウェザースフィールド町との姉妹都市交流についてのご質問でございます。先ほど述べましたけれども、今回の訪問により今後、両町の交流をどのように進めていくのか。また、文化、教育分野に加えまして、経済的分野での交流ができないかなど協議を行う予定もございます。今後も町民の皆さまの国際理解を深め国際感覚を醸成する取り組みの一環として、姉妹都市ウェザースフィールド町との交流を促進をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目、小学校でのタブレット利用についての1点目、タブレット導入による効果についてのご質問についてお答えいたします。本町におけるタブレットを利用した学習を含むG I G Aスクール構想は、コロナ禍の令和2年度に町立学校に在籍する全ての児童生徒に1人1台のタブレットを貸与したところからスタートをいたしました。導入当初は、タブレットの真新しさに児童も目を輝かせタブレットを利用して学習をするというだけで、学習意欲も向上しております。しかしながら、コロナ禍によって導入時期が前倒しされたことにより、教員の事前研修が十分でないままの導入となり、カメラ機能やインターネット検索機能といった情報収集ツールとしての活用にとどまっておりました。導入後5年が経過した現在は教員の研修も進み、さまざまな教科の授業でタブレットが効果的に活用されるようになっており、タブレットや電子黒板などICT機器は、児童生徒にとっても教員にとっても特別なものではなく、日常的に使用する学習用具の一つとなっております。タブレットを利用した学習を通じて、児童生徒の表現力や情報活用能力は確実に向上しております。タブレットを利用する以前は、授業中の自分の考えや学びの成果をノートなどに文字や図などで整理するしか手段がございませんでしたが、タブレットを利用することで、画像やグラフなどのデータを取り入れたりレイアウトなどを工夫したりして、自分の考え方や学びの成果を効果的に整理することができる環境になっております。また、クラウドサービスを活用して児童生徒がタブレット上で互いの考え方を共有することができるため、協働してよりよい考え方を導き出したりする学習形態が進み学習効果が上がっています。教員も全ての児童生徒の考え方や進捗状況をタブレットで把握することができるので、児童生徒へのより適時適切な個別の支援につながっています。さらに学校に登校できない児童生徒や別室で学ぶ児童生徒に対しても、リモートを通じて教室と同じ学びを提供することも可能となっております。次年度から

は国のG I G Aスクール構想も第2期に入りますので、本町におきましてもG I G Aスクール構想のさらなる推進充実に努め、児童生徒の学力向上を図ってまいります。2点目、個別の学習状況に合わせた指導についてのご質問にお答えいたします。議員がお尋ねの個別の学習は、令和3年1月の中央教育審議会答申、令和の日本型学校教育の構築を目指しての副題に示されており、全ての子どもたちの可能性を引き出すことを目的とした子どもの学びの姿の一つである「個別最適な学び」を指しておられるのだと思います。個別の学習につきましては、これまで個に応じた指導と呼ばれる指導法がございましたが、これを学習者である児童生徒の視点で捉え直したもののが個別最適な学びでございます。児童生徒が自己調整しながら学びを進めていくことができるようになるとを目指し、指導の個別化や学習の個別化を図ることが求められております。具体的に指導の個別化を図る学習におきましては、全ての児童生徒が一定の学習目標を達成することを目指し、多様な方法等で学習を進められるよう教員には児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度などに応じた重点的な指導や教材等の工夫を行うことが求められています。また、学習の個性化を図る学習におきましては、異なる目標に向けて児童生徒が学習を深め広げていけるよう、教員には、児童生徒一人一人の興味や関心、キャリア形成の方向性等に応じた学習活動や課題に取り組む機会を提供することが求められています。いずれにいたしましても教員の児童生徒観や事業観の転換、アップデートが求められておりますので、本町では、今年度、全ての町立学校におきまして、この個別最適な学びを共通の切り口にして授業改善を図る実践的研究を進め、その成果を共有してまいります。3点目、学習効果や学習意欲の向上についてのご質問にお答えいたします。これまでの紙媒体を中心としたいわゆるアナログでの学習には、手書きや物理的な操作活動、体験活動によって記憶が定着しやすいというメリットがございます。また、タブレット等のICT機器を用いたいわゆるデジタルでの学習では、情報の収集や発信が容易にでき、視覚的な要素を活用しやすいといったメリットがございます。従いまして、教員や児童生徒が学ぶ内容や方法に応じてそれぞれのメリットを生かし、適切に組み合わせることが学習効果を高め児童生徒の学習意欲の向上にもつながるものと考えております。4点目、G I G Aスクール構想推進計画をさらに実効性のあるものにしていくことについてのご質問にお答えいたします。児童生徒の学びは学校だけで完結するものではありません。学校から与えられる宿題等もございますが、主体的な学習者である児童生徒の学びは、家庭をはじめ学校外に広がり、家庭におけるタブレットを利用した学習やインターネットの活用などが日常的に行われることになります。しかしながらタブレット等の長時間使用による視力低下や姿勢の崩れ、ネット依存などの健康被害やインターネットを介した誹謗中傷や犯罪被害などを心配される保護者も少なからずおられます。従いまして、児童生徒の学びを守り支えるためにタブレットを利用した学習の効果に加え、タブレットやインターネットの適切な利用方法、情報モラルの育成などについて学校と家庭とが共通理解を図ることはとても重要であると考えます。このことにつき

ましては各学校の学校だよりや保健だより等を通じて、今後も情報発信に努めてまいりたいと思います。また、PTAや学校保健委員会等でも話題に取り上げていただき、学校と家庭が一体となって発達段階に応じた見守りやルールづくりといった児童生徒の学びを支えるための共通実践がなされることを期待しております。教育委員会といたしましても必要な支援を行うとともに、必要な情報を発信していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは再質問に入らせていただきます。このアメリカのウェザースフィールド町ですが、私も教員をやってたので家に世界地図と地球儀がありまして、グリニッジ天文台ですね。子午線ゼロからウェザースフィールドは西に72度ですね。長与町は、東経ですから東に130度ということで、大体こんな感じになるんですね。ということで、多分、町長行かれたときには10時間かかったということで、ご苦労さまでした。朝10時で着いたのが夜の10時、ご苦労さまでございました。そういうことでイメージは湧くんですけども、できればもう少しウェザースフィールド町の紹介を少ししていただければなと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

ウェザースフィールド町の概要につきましてご紹介いたします。アメリカのコネチカット州ウェザースフィールド町でございます。面積が33.95平方キロメートルと長与町より少し広い町でございまして、人口もちょっと古いデータなんですが、2万7,000人程度、世帯数も1万2,000程度、小学校が6校、中学校が1校、高校が2校、町の特産品は赤タマネギ、コネチカット川が流れております、キャラクター的にも長与町はミックンで、ウェザースフィールド町は、ミスター・レッドという赤タマネギのキャラクターの町でございます。のどかな田園風景が広がる静かなベッドタウンの町でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この3月議会だよりの議会が注目した事業で、ここに26年ぶりウェザースフィールド町、来町ということで、141万円というので書いてありますが、先ほど町長のお話だと私、訪問団と思って想定したんですね。そうするとご夫妻ということでは2人ということで少し縮小ということですが、この141万円というのは、どこの段階での想定だったのかなあということでちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

当初予算につきましては、昨年ウェブ会議をウェザースフィールド町の町長、副町長、タウンマネージャー、教育長と行ったときに7年度に訪問の意向があるということで、その時点から予算化を概要として組んだ状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

その概要のときの141万円を組んだときの人数というのは大体想定はいくら、どれくらい来るということで想定をされたんですか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

当初は、本町におきましても訪問団という形で受け入れる予定でしたので、町長、副町長、タウンマネージャー、そして、その他、随行の方がいらっしゃるということで想定で組んだ状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

大体人数どれくらいなんですか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

4名程度と想定しておりました。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それではその141万円、恐らく縮小ということで言われたんですが、そうするとその費用の内訳は、どういうふうに縮小になるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

初日に予定しております懇談会ですね。こちらの方をちょっと規模を縮小させていただこうと思ってます。当初50から60名程度で想定してたんですけども、40名から50名程度ということで縮小させていただこうと思います。その他縮減できる分につきましては、縮減させていただこうと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そうすると60から40ということは、この141万円は、しつこいようですが半分ぐらいなるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

現行におきましては、半分程度かなというふうに推測しております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先方に失礼あってはいかないので、そういうケチろうという意味じゃなくて、適正な価格を聞いたまででございます。私も高校のときに韓国の学校との国際交流をやった経緯がありますので、大変なことはよく自分も締結から授業から、これは良い面と大変なところも学んでおりますので、この交流自体は非常に良いことだと思っております。私も分からぬもんですから、今、町長が言われた訪問に関して、参考までにこれまで本町から訪問団を送ったときのですね。当時の例えれば平成で3回行かれたんですね。そのときの構成とか、人数とか、滞在期間とか、費用などが分かると参考になるかなと思って、教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

平成25年ですね。2013年に長与町訪問団として、町長、議長、国際交流協会会长代理、それから協会員1名、そして通訳と事務局の計6名ですね。ウェザースフィールド町の方を訪問しております。細かな旅費等の費用につきましては、今手持ちの資料でございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そうすると平成9年と平成6年が分かると、ちょっと参考までに教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

平成9年、1997年に長与町代表団が訪問した際の人数が、議長、助役以下6名ということで、すいません、詳細の方はちょっと手持ちでありませんので、6名というこ

とです。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今のは平成9年ですね。平成6年は、どんな構成でしたか。参考までに教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

すいません。6年の記録がございませんで、平成5年に自治体国際化協会を通じて紹介がありまして、そこから交流がスタートしたということになります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

このウェザースフィールドからの訪問団ですけども、可能ならばこれ3泊4日ということですけども、宿泊に関して長与町内になかなか適當な宿泊施設がないのかなと思いますが、今回の宿泊はどちらになるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

今回ウェザースフィールド町の訪問につきましては、向こうの方が旅行会社の方を通じて予約等しておりますので、長与町に近いホテルだというふうにお聞きしてます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私、高校のときの学校間の交流ですから、例えばホームステイとか民泊っていうので、非常にお互い、これは高校生と保護者でしたけども、非常に感触が良くて非常に国際交流非常によかったんですね。ですから今後ですね。将来ですね。国際交流のとき町内のホームステイであるとか、民泊というのがよりお互いの交流の何ていうんですかね。距離感ってのが近くなると思うんですけども、何かこれまで、なんか町長、ホームステイとかいうことで、何かご経験はあるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ホームステイですね、私自身はホームステイの経験はございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この国際交流というのは、非常に私先ほど言ったように経験から非常に大いに意義があると思うんですね。それで、これまでの経緯の中で所期の目的ですね。それとか方向性とか、姉妹都市交流が町民にどれくらいなんて言うんでしょうかね。意味というのか、そういうものを示す必要があるのかなあと思うんです。そうすると、なるほどなというふうなご理解と長くこの国際交流というのは、国際交流って意外とやり出したらそう簡単にやめられないんですよね。だからそういう意味では本当に意義があって、細く長くでもずっと続ける意義があると、そういう点での町民にご理解がやっぱないといかんのじやないかということで、その辺りはどのようにお考えかなと思います。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

町の国際交流といたしましては、政策企画課で事務局を持ちます長与町国際交流協会におきまして、さまざまな事業を行いながら町民の方に多文化共生の意識ですね。それから国際感覚を醸成するなどの取り組みを行っているところでございます。その中で先ほど出ましたホームステイなども、過去にはオーストラリアやアメリカなどの学生をホームステイで受け入れた実績もございます。今後もそういうホームステイなどにつきましても交流の提案がございましたら、町民同士の交流としても検討したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それから町長からもこの国際交流は経済的な交流もこれから視野に入れるということでありましたが、これを含めて両国両町の共通の目的というのか、そういうのが今、改めてもう1回教えていただければなと思います。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今まで文化教育交流というのをさせていただいてたんですけども、今回新たに経済的な交流を何かできないだろうかということで、ウェザースフィールド町の方から、ご提案を頂きまして、長与町の今の状況をお話しした上で、ぜひ町内の事業所とも意見交換をしたいということで、今回実現ができるということになっております。そこで意見交換をした中で何らかの共通点であったりとか、できることがあれば今後していくべきということで、今から経済交流については、検討をしていくっていう段階になっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この国際交流は私の経験からもしつこいようですけども、非常に文化面っていうのはなかなか目に見えないものですけども、特に子どもたちが異文化の交流ですね。特に地球の裏側からやってくるという点では、非常に小さい頃のその思いっていうのはものすごく長く続いて、私の高校などは韓国との交流の中で、韓国の大学に留学をするというそういう非常に有意な若者も出てきてる点ではやっぱり細く長く、そして、できれば町民全体で交流の場が広がるようにとお願いしたいんですが、その辺り町民交流というのはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

直接ですね、町民同士の交流の部分についてまでは、今どういうふうにやっていこうかというところまでは、ちょっとお答えが難しいんですけども、もう今現在では、自由に個々で海外へ行くことができるようになっておりますし、インターネットでもいろんな国とつながるということができるような時代になったというところで、本町が姉妹都市交流を行っていることをきっかけに小学校であるとか、小さいうちの時期から姉妹都市交流やってるということをきっかけに、国内だけではなく海外に、世界に、子どもたちに目を向けていただいて、国際化、グローバル化に対応できるような子どもたちの育成ができるっていうのが、大きな今から期待できることではないかなというふうに思います。今もう他文化共生等もございますので、この姉妹都市交流をきっかけに、いろんな所に議員もおっしゃってるようになるべく継続して国際交流がけて、子どもたちに大きく波及していければなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。それでは2問目の再質問ですけども、タブレット学習についてでございますけれども、恐らく理科とか社会は、動画とか導入して非常に分かりやすいとの想定できますが、例えば家庭科とか体育にどう活用するかをお示しいただけませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教育長答弁にもありましたように、現在さまざまな教科の中でタブレットの利用が進んでおります。議員がお示しのように理科や社会科では、もう本当に調べ学習等々で子どもたちが活発に使っております。また、調べたことをまとめるときにも発表等で活用

しております。また、それが現在いわゆる技能評価と言われるものにも波及しております。具体例を挙げますと、体を動かすことがメインの体育館の学習におきましても、機械運動のマット運動や跳び箱運動におきまして、子どもたちが自分ができるようになりたい技や挑戦したい技の手本となる動画を繰り返し視聴し、その動きをまねて黙々と練習に取り組んだり、自分たちの動きをタブレットの動画機能やカメラ機能を使って動画撮影や連写撮影をして、自分たちの動きの課題となるところをお互いに見つけ合ったり教え合ったりしながら課題の改善をし、技の習得につながっているような学びが見られます。また、バスケットやサッカーといったゴール型のボールゲームにつきましても、タブレットを作戦ボードにして作戦をグループで立てながら、次のゲームへ臨む姿も見られます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

できれば家庭科について、どういう運用をしてるか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

失礼しました。家庭科につきましては、包丁の扱い方とか、ミシンの使い方とか、手元を見せたいときに、これまで子どもたちを指導者の教員の前に集めて見てもらってまた戻すというようなことが行われており、少し時間的なロスがございましたが、子どもたちが手元にあるタブレットでその動きをすぐ近くで見ることによって、それをまねて自分たちでグループで、教師の支援が少ない中で学習を進めることもできるようになっており、なかなかそれでも少しまごつくお子さんのところに、教員の方が個別の支援を行うこともできるようになっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先ほどありました学習内容の共有ですね。要は先生やほかの児童との学習内容を共有すると、そこが非常にしやすいと。それから共同学習が強化されることが、大きなメリットの一つだと私もそう思います。例えば現在実際ですね。宿題とか、課題ですね。これをタブレット運用でどのようにされてるのかなというのをちょっと教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

宿題ではいくつかのパターンがございます。子どもたちのタブレットには、未来シードと呼ばれるA I ドリルが導入されております。そのA I ドリルは、子どもたちが問題

を解くごとに、その子の学習到達度を A I ドリルの方が判断して診断をして、その子に合った問題を次々と提供してくれます。それによって子どもたちは自分に合った問題を繰り返し解いていくことで定着が図られ、次の段階へ進むといった個別最適な学びが家庭でも提供できるようになっております。また、学校によっては、これまで家庭で音読の宿題というのがよくあって、お家の人に聞いてもらってサインをしてもらったり、チェックをしてもらうっていうような宿題がございましたが、動画機能を使いまして、実際の自分たちが動画を音読をしている様子を教員の方に送って、教員がその音読の様子を動画で確認するといったような宿題の様子も学校によっては見られます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

ええっとね。宿題はよく分かりました。課題も同じような状況でしょうか。宿題と課題ちょっと別でしょう。課題の方は、どういうふうな運用されてますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

宿題と課題ということで、小学校の場合は、自主学習というような形で自分が調べたい内容であるとか、今興味があることについてのことについては、このインターネットの検索機能などを使って、これまでノートにまとめていたものをタブレット上でまとめたり、また、逆にノートにまとめることが好きな子もありますので、調べたことをノートに表現して教員方へ次の日に提出するといった様子が見られております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

その A I ドリルは、非常に有効に機能してると思いますが、この A I ドリルの場合は、添削とか採点は、その生徒ができるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

はい。 A I ドリルの方が自動的に採点をしてくれまして、解けたらちょっと難度が少し上がる。解けなかつたら少し難度が下がるといったような形で、 A I の方がその子に合った問題を提供するような形になっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

自己採点ができて段階レベルを上げるってことで大変よろしいと思いますが、子ども

たちの中には、先生から丸を付けてもらいたいなとか、そういうふうなものはないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

A I ドリルだけが課題や宿題ではございませんので、従来のように手書きの漢字の宿題であるとか、計算の宿題であるとかっていうのもありますので、そういう点では、手書きの採点が行われております。また、A I ドリルの進捗状況や結果についても、教員の方は、瞬時に確認することができますので、その状況を見て次の日に「あっ進んでるね」とか、「よう頑張つとったね」っていうような声かけなどが行われております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先ほどから家庭でのタブレットの使い方についてお話をありがとうございましたが、子どもたちが家庭でタブレット学習してるときに、保護者がサポートする。あくまでも主役は子どもと言いながら、やっぱり保護者がこの家庭で勉強するときに、子どもたちにこのタブレット利用について、どのような点をアドバイスというか、その留意点を促したらいいのか。何かこうアドバイスがあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

タブレットを利用するに当たって保護者の方、そして、子どもたちにもそれぞれガイドラインをお示しております。そのガイドラインの内容について、保護者の方にご理解いただくことで、子どもたちのタブレット、家庭でのタブレットの利用についての見守りができるのかなと考えております。例えば学習に關係のない目的では使わないであるとか、使用時間を守るであるとか、端末アカウントやパスワードを簡単に人に教えないといったような情報モラルに関することについては、ご理解いただいてお声かけ見守りをしていただいてるところでございます。また、先ほどから議員からもお示しがあったように、健康被害のこともご心配されてる保護者の方もおりますので、そのことについてもガイドライン等に入れて、良い姿勢での学習を進めておりますし、30分ほどしたらいったん休憩を入れましょうというようなことをお願いをしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

文部科学省の令和5年度の学校保健統計調査で、やはり視力が低下しているという報

告があるんですけども、この裸眼視力1.0未満の割合が小学校で3割を超えて、中学校で約6割、高校で7割近くということですが、これはタブレット学習をする前からこの傾向は私もよく認識していますから、タブレットしたからということではないんですが、やはり気になるということです。文科省もこのデジタル化による教育効果を維持しつつも、子どもたちの目を傷めないように配慮をやっぱりすべきであるというふうなやっぱり見解も出ておりますが、本町の場合は、何かそういう対策というものはなされているんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町としまして特別な対策はとってはおりませんが、先ほども申し上げましたように、良い姿勢であるとか、30分したらいいたん休憩であるとか、目と画面の距離は30センチ以上離しましょうといったタブレットに限らずですね。紙媒体での学習についても良い姿勢でとか、30分ほどしたら休憩を入れましょうと、書くものと目の距離は30センチほどあけましょうといった、これまでと同じようなことを繰り返し指導を重ねていきたいと思いますし、そのことについて保護者の方のご理解と支援を頂きたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

次の質問ですけども、この長与町iPad学習活動ガイドライン、これを頂いたんですけども、これの3番目の不具合や故障などというところで、紛失や盗難、破損、水漏れなどで不具合があった場合は、直ちに学校に連絡をしてください。そのとおりですね。次ですね。紛失や盗難、他人の行為による破損の場合は、所轄の警察署にも直ちに届けてくださいという言葉がどうも引っかかってですね。警察、時津警察署に何かこう電話するっていうのは、保護者にとって一つのハードルというかその辺の説明がもう少しあればなあということで、その辺の説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

町から学校を通じて児童生徒に貸与されたものですので、大変タブレットは貴重なものであると思っております。それが学校の中で紛失っていうことであれば学校の中で探せるんですが、この学校以外の場所、例えば学校と家庭の行き帰りの間に少しちょっと公園で休憩した所で置き忘れたってなってくれますと、やはり遺失物の届けを警察に届けた方がより早く見つかるものではないかなというところで、警察への連絡というところをしておるんですが、直ちにっていうところが、何でもかんでも直ちにとなると誤解

を招きますので、この表現につきましては、少し改訂を今後加えていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私もその点はもう少し、ただし書なり補足説明が要るかなと思ったところであります。そして、このタブレットの破損等ということですが、国から県から貸与されたものということであります。この保証期間というのは、あるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

そのタブレットのメーカーの1年保証は、メーカー保証がございます。不可抗力等での破損、故障等については、町の方でその修理等々にかかるお金は支出しておりますが、故意による破損等につきましては、保護者の方に支出をお願いをしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

非常に悩ましいところですけども、故意によるというところが何をもって故意かということで、要するに義務教育の無償ということでは、授業料の一環として捉えてると思うんですけども、どういうんですかね。疑わしきはっていうことで、できるだけ義務教育の無償という点では、疑わしきは無償か有償か、その辺りはどうご判断されますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

実際、机に、学習中に机に置いておいたものが少しばっと動いたときに、机に体が当たって落下して画面が破損するといったケースはございます。もうこれにつきましては、子どもたちの不注意によるものについては、保護者に弁償を求めるものはございません。ですので、保護者に大きく弁償を求めたケースというのは、ほとんど現段階ではないといったように捉えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

最後の質問ですが、タブレットは非常に重うございまして、小学生、ちっちゃい子どもにとっては、非常に負荷がかかるような気がしますが、自治体によっては持ち帰らせない。持ち帰らせる。いろいろあると思うんですが、持ち帰らせる理由というんですか。

例えば充電の問題なんですけども、その持ち帰らせる。持ち帰らせない。それぞれの何かこう理由というのが分かれば教えてください、念のため。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

子どもたちが国の方針そして町の財政の方から貸与された1人1台端末ですので、学校でも家庭でもいろんな場で使えるようにするために、持ち帰りが必要だと考えております。これをもし持ちさせなければ学校でだけしか使わないタブレットになってしまいりますので、子どもたちの情報活用能力を育成するためには、いろんな場で活用できるように、現在持ち帰りを本町としましては、推奨しているところでございます。重さにつきましては、多少重さはございますが、その代わりに他の教科書等で、置いていいもの、持ち帰るものと分けて、できるだけ重たくならないような配慮はしております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

タブレットの軽量化を願いながら質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時20分まで休憩します。

（休憩 15時09分～15時20分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、下町純子議員の①高田義務教育学校について、②役場職員・学校の教職員の産休・育休についての質問を同時に許します。

1番、下町純子議員。

○1番（下町純子議員）

本日最後の質問となりました。高田義務教育学校についてと、役場職員、学校の教職員の産休、育休についてお尋ねいたします。高田小学校と高田中学校を2校分離型の義務教育学校にする構想の説明会が、本年2月に3回にわたって高田地区の小中学校の保護者や地域の住民に対して行われました。3月議会でも3人の同僚議員が義務教育学校についての質問をしましたが、この時点ではまだはっきりとした方針は決まっていないようでした。義務教育学校は令和8年度からスタートすることですが、今後どのように運営していく予定なのか質問いたします。（1）高田南土地区画整理事業は着工から37年がたっていますが、その間、現在の中学校の近くに小学校の校舎を建設する用地を確保するとか、小学校の敷地にプレハブを建てる資金を用意しておくなどの考えはなかったのですか。（2）県内には何校の義務教育学校がありますか。また、その中に2校

分離型の義務教育学校はありますか。（3）2校分離型の義務教育学校にするとして、学年の割りはどうになるのですか。（4）小学校高学年の課外活動（5年生の宿泊学習・6年生の修学旅行）、また高学年が担っている図書・給食・飼育などの委員会活動はどうなりますか。運動会などの行事についてどのように考えていますか。（5）2校分離型で小中学校の校舎がかなり離れた場所にありますが、どのような形での児童生徒間の交流を考えていますか。（6）教育の質の向上を掲げており、中学校の校舎に通う児童生徒には何らかのメリットがあるかもしれません、小学校の校舎に通う児童についてはどのようなメリットがありますか。（7）今後、高田小中学校の保護者や地域の住民への説明会の予定がありますか。また、それ以外にも児童生徒や教職員に対して委員会から説明はしていますか。3月議会での同僚議員の質問に対して、アンケートなどを実施し、高田地区の保護者や地域住民の意見を聞くと言っていましたが、それは実施していますか。（8）委員会の中でおおよその学校運営の方針は立てていますか。

②役場職員・学校の教職員の産休・育休について。（1）令和6年度と今年度に産休・育休を取得している、または取得する予定の役場職員・学校教職員は何名いますか。男女別的人数もお尋ねいたします。（2）産休・育休を取得する職員が気兼ねなく休める職場の環境になっていますか。以上お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは下町議員のご質問にお答えいたします。なお1番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは2番目の役場職員、教職員の産休、育休について、1点目の令和6年度および今年度の産休、育休の取得状況についての質問につきまして、お答えをいたします。役場職員で産休、育休を取得した人数および4月末時点で把握している予定者を含めた人数でございますけれども、令和6年度の産休は8名、育休は男性7名、女性7名、令和7年度の産休は5名、育休は男性1名、女性7名でございます。次に、教職員で産休、育休を取得した人数および4月末時点で把握している予定者を含めた人数でございますけれども、令和6年度の産休は14名、育休は男性ゼロ、女性14名、令和7年度の産休は8名、育休は男性3名、女性8名でございます。2点目でございます。産休、育休を気兼ねなく取得できる職場環境になっているかというお尋ねでございます。まず役場における状況でございますが、これまでの産休、育休につきましては、女性職員は100%取得できている状況でございます。一方、男性職員の最近の取得率はおおむね6割から7割となっております。これまで職員の意識改革の一環といたしまして、全職員を対象としました育休制度に関する研修会の実施や、庁舎内ポータルサイトでの積極的な取得の呼びかけ、および申請の電子化など職場環境の改善に努めてきたところでございます。特に男性職員が育休を取得しやすい環境づくりにつきましては、子どもが生まれる予定の職員に対しまして、

個別に制度の内容、申請方法、収入面に関する説明の他、過去の取得事例なども含め、積極的に育児に参加できるよう情報提供を行ってきたところでございます。次に教職員における状況でございますが、本町の小中学校の教職員は、同僚性や協働性に富み、管理職員のリーダーシップの下、お互いに働きやすい職場づくりに努めており、同僚あるいは同僚の配偶者の妊娠の知らせには喜び合うことができる良好な関係性が築かれているように感じております。特に妊娠している女性職員に対しましては、母体保護の観点から産休前の業務の負担が軽減されるような配慮もなされています。男性の育休取得につきましても、職員間の理解が進んでおるところでございます。しかしながら、教員不足により代替者が確定しないことがあります、そのことを気にする職員もおられて、この点を考慮するとおおむね環境が整っておるところでございますが、完全に気兼ねなく休める環境までには至っていないと、そのように考えております。時代の流れとともに私たちを取り巻く環境は大きく変化をしておりますが、男性女性問わず引き続き、産休、育休の取得はもとより、子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、高田義務教育学校（仮称）についての1点目、小学校建設用地やプレハブ校舎建設費用の確保についてのご質問にお答えいたします。高田中学校近くの小学校建設用地確保につきましては、その規模のいかんにもよりますが、現在高田中には一定規模の敷地の余地がありますので、用地についての問題は存在していないものとの認識でございます。一方で、高田小学校敷地内へのプレハブ校舎建設費用の確保につきましては、費用面の問題ではなく、用地面での困難があるものとの認識でございます。高田小は学校敷地に十分な余裕がなく、増築やプレハブ校舎などの新たな施設の建設を行った場合には、通常の授業の他、集会や運動会といった行事の際に支障を及ぼすものと認識しております。いずれにいたしましても新たな建設投資を行う際には、今なお進む少子化の実情を鑑み、現役世代のみならず将来にわたって過度な財政負担を課すことならぬよう、長期的な視点をもって行うことが肝要であるとの認識でございます。2点目、県内の義務教育学校についてのご質問にお答えいたします。長崎県内には現在佐世保市に2校の義務教育学校がございます。どちらも施設一体型の義務教育学校であり、長崎県内には施設分離型の義務教育学校はございません。3点目の学年の区割りについてのご質問にお答えいたします。義務教育学校の学年の区割りにつきましては、他の自治体の義務教育学校の例を見てもさまざまです。前期課程と後期課程で区分する6-3制もあれば、5-4制や4-5制、3区分の4-3-2制などもあります。施設分離型では6-3制や5-4制を採用している義務教育学校が多いようでございます。小学校6年間、中学校3年間というこれまでの当たり前から見ますと変則的な区割りに見

えるかもしれません、義務教育9年間を一つの教育課程として教育活動を展開することが児童生徒のより良い自立へつながると考えますので、高田地区の義務教育学校におきましては、この学年の区割りにつきましては柔軟性を持たせたいと考えております。しかしながら、高田地区の義務教育学校は施設分離型でスタートいたしますので、児童生徒は9年間のどこかで学びの場を移動することになります。5、6年生の児童が学びの場を移動する4-5制、6年生の児童だけが移動する5-4制も考えられます。また、児童数に対する必要な教室数と小学校に現在ある教室数が合致すれば、6-3制のまま義務教育学校の制度だけを導入することも可能です。児童生徒にとってよりメリットのある学年の区割りについて、高田地区の義務教育学校の設立準備委員会である「高田の未来を語る会」の中で検討していただき、決定される運びになっております。4点目、課外活動、委員会活動や運動会などの行事についてのご質問にお答えいたします。基本的に課外活動や学校行事などは学校の教育課程の一部であり、その立案や編成の主体は学校にあります。従いまして、教育委員会は学校の計画や実践を支援する立場にありたいと思っています。また、高田地区の義務教育学校におきましては、そこに児童生徒や保護者、地域住民の願いや意見等を反映させていくことになっておりますので、教育委員会としましては、今後示される学校や「高田の未来を語る会」の決定を支援してまいりたいと存じます。5点目、児童生徒間の交流についてのご質問にお答えいたします。施設一体型と施設分離型を比較しますと、施設間の物理的な距離があることにより、教職員や児童生徒の施設間の行き来に時間を一定要する点は、施設分離型のデメリットであると考えます。また、小学校校舎の児童と中学校校舎の児童生徒の直接的な触れ合いは、施設一体型より施設分離型が少なくなると考えます。しかしながら、オンラインの活用や合同で活動する教育活動を工夫展開することにより、先に述べたデメリットは縮減できると考えます。6点目、小学校の校舎に通う児童のメリットについてのご質問にお答えいたします。義務教育学校をはじめとする小中一貫教育では、義務教育9年間の系統性や連続性に配慮した教育課程を作成して指導することが可能となり、児童生徒の学習の理解度の向上が期待できます。その他にも教科内や教科間の学習内容の関連性を意識して指導順序や指導内容を入れ替える、児童生徒がつまずきやすい学習内容は後の学年でも繰り返し指導するなどの指導の工夫が可能であり、教育効果が高まることが期待されます。以上のことにつきましては、中学校校舎で学ぶ上の学年の児童生徒だけではなく、小学校校舎で学ぶ下の学年の児童にも言えることです。また、一部の上の学年が学びの場を移動した場合、余裕教室が複数生まれますので、それを活用したきめ細かな教育活動も可能となります。またプレイルーム等の設置も可能となり、特別支援学級在籍児童や通級による指導を受けている児童に必要とされる自立活動の幅が広がり、特別支援教育も充実するものと考えます。7点目、説明会の予定と保護者や地域住民の意見の聴取についてのご質問にお答えいたします。4月末に行われた高田小学校のPTA総会におきまして、高田小学校の校長より、小学校の保護者の皆さまを対象として、義

務教育学校の設立準備委員会としての高田の未来を語る会の立ち上げの報告、意見聴取のためのアンケートへの協力依頼、大まかなロードマップの説明等が行われております。今後、この高田の未来を語る会が中心となって本格的な協議が重ねられていくことになりますので、協議内容や進捗状況等につきましては、保護者の皆さまに対して学校だより等で適宜通知することを確認しています。また、保護者の皆さまが学校に参集される際に、必要に応じて校長が直接説明する機会を設定するなどして、保護者の皆さまや児童生徒の不安を丁寧に軽減してまいります。従いまして、教育委員会が主体となって保護者の皆さまや地域住民の皆さまに対して今後説明会を開催する予定はございません。また、教職員ならびに児童生徒に対しましては、各学校の最高責任者である各校長より対象に応じた説明がなされますので、教育委員会が説明することはしておりません。最後に、高田の未来を語る会の協議の基になるのは、児童生徒や教職員、保護者、地域住民の願いや意見となりますので、学校または高田の未来を語る会が主体となってアンケート等が複数回実施されるものと考えております。8点目、委員会の中での学校運営の方針についてのご質問にお答えいたします。学校経営ならびに学校運営の方針は、学校の最高責任者である校長が立案するものであるため、長与町教育委員会が学校運営の方針を立てるものではありません。教育委員会としましては、今後高田の未来を語る会における決定事項を受け、2人の校長が立案し、語る会の承認を得た学校経営ならびに学校運営の方針を大いに期待しておりますし、支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ではまず1番から、高田南土地区画整理事業で、今後本町の人口が増加し、子どもの数も増えていくと考えられます。工事は昭和62年に着工して、先日竣工式がありました。この工事は、本町の人口を増やすというのが目的ですよね。人口が増えるということは、子どもの数も増えていくということですね。この長い年月の間に、小中学校の校舎が足りなくなることは予想できたのではないかと思います。特に高田小学校は、先ほど教育長も言われたように他の学校に比べて敷地も校舎もとても狭いです。子どもが増えれば教室が足りなくなることは分かっていたのではないでどうか。高田の団地の完成が近くなり、小学校の教室が足りなくなる、なりそうだということで、急きよ小学校の児童の一部を中学校の方に移そうとしているかのように見えます。しかも新聞やホームページなどで取り上げられ、2校分離型の義務教育学校は既に決定されたことと受け止められています。高田義務教育学校を設立するに当たり、施設一体型にするという話は本当にどこからも出なかったのでしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

まず最初に申し上げたいことがございます。学校などの公共施設に限らず、その施設管理を行う上で大切な概念としてライフサイクルコストというものがございます。これは施設の設計および建築から運用、そして保守、ランニング、そして最終的な廃棄に至るまでの全期間に係る総費用のことです。新規の建築投資に際しまして、とかく議論に上がりがちなのが、初期投資いわゆる建設費であり、設計費のみでございますが、一般的にこの費用は先ほど申し上げたライフサイクルコストの4分の1程度にしかすぎないというふうに言われております。これを言い換えますと、維持、管理、運営そして保守に関する費用に、初期投資の建設費そして設計費の約3倍の費用がかかるというところでございます。また、今なお進む少子化の実情を考えれば、確かに高田南土地区画整理事業による子育て世帯の増がもたらす児童生徒の増というのをもってしても、児童生徒数の増加は一過性のものであるのではないかというふうに考えております。これらのことからも、現在のもしくは増加する児童生徒数を許容する規模の統合型の義務教育学校を新たに建築することは、建築費等の初期費用を負担する今の現役世代のみならず、維持管理費等を負担することになる未来の世代に対して過度な財政負担を課すことになる、そのような懸念を持っているところでございます。従いまして制度開始時におきましては、現有校舎の有効活用による校舎分離型義務教育学校が現時点での判断として妥当なものであるとの認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

そうしましたら、今、高田の団地が人口がすごく増えて子どもが増えていきますけれども、それが落ち着いてきたら今度はどのような形にされていく予定でしょうか。中学校だけにもう小中学校を集約するとか、そういうことになるわけでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

お示しのとおり高田中学校の築年次も30年ほどで若いので、そのような形になろうかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

校舎の件については分かりました。2番目ですね、県内では初めての2校分離型の義務教育学校となるわけですが、2月の説明会では他の地域の義務教育学校を視察して参考にしたことでした。視察に行ったのは2校分離型の義務教育学校でしょうか、お

尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

視察に参りましたのは、施設一体型の義務教育学校でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

そうしましたら、視察に行かれたのは一体型だけれども、長与町は2校分離型にするというかじ取りをされたということですね。それは校舎のこともあると思いますけれども、ちょっと納得いかないところがあるんですけれども、高田のように子どもの数が多い義務教育学校で、離れていても同じ学校だと思えるような工夫を何か考えておられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

施設一体型、施設分離型、2つの義務教育学校がございますが、この義務教育学校制度の導入を第一に考えております。ですので、施設分離型だけを見ても、施設一体型だけを見るのではなく、その義務教育学校制度がどのように運用されているのかを視察させていただき、その良さについて本町で生かせるものについては、本町の義務教育学校制度に生かしていきたいというような考えでございます。よろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

2月の説明会では、主に義務教育学校の長所を説明されておられました。9年間の切れ目のない学び、それから下級生に対する思いやりの心の芽生え、小中学校の教員が交流することにより教員の資質が高められるなど挙げられておりましたが、これはいずれも施設一体型の学校なら容易にできることだと思います。なかなか教員の交流などは難しいかと思いますけれども、離れているとですね、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がお示しのとおり、施設が離れている物理的な距離はこれは埋めようがないところでございます。しかし、教育長答弁にもありましたようにオンラインを活用することで教職員の交流も可能ですし、児童生徒の交流も可能だと考えております。また教育活

動を工夫展開することで、中学校校舎で学ぶ児童生徒が小学校校舎の方へ移動したり、小学校校舎で学ぶ下の学年が、上の小学校校舎に何かの教育活動で行くことも考えられます。今、高田の未来を語る会の方でも、どのようにしたらより良い義務教育学校になるかっていうところを思索しているところでございます。教育委員会としましても、その決まったことに関してバックアップをしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

学年の区割りのことでお尋ねしたいと思います。今現在は何年生が小学校の校舎に残り、何年生からが中学校の校舎に行くというのは決まってないということですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

今現在は決まっておりません。先ほどの教育長答弁にもありましたように、いろいろなパターンが考えられます。この点が一番保護者の方が不安視されているところでございますので、高田の未来を語る会におきましてもこれを一丁目一番地として協議がなされ、決定の運びになると期待しておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

高田の未来を語る会の話が出たので少しお尋ねいたします。この会っていうのはどのようなメンバーで構成されているんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

高田の未来を語る会の中身につきまして少し説明をさせてください。高田小学校はコミュニティスクールですので、コミュニティスクールを支える学校運営協議会がございます。委員が10名です。また、高田中学校の方には学校評議員制度がございます。学校支援会議が開かれておりますので、そこに委員の方が3名いらっしゃいます。そのメンバーを中心に、学校関係者、保護者、そして児童生徒が入った形で高田の未来を語る会が構成されております。先日5月28日の木曜日に第1回目の高田の未来を語る会が開催されました。夕方からの会でしたので、この第1回目の会議には児童生徒は参加しておりません。地域の代表の方が7名、保護者代表が4名、学校関係者が6名というような形で協議がなされております。1回目の協議でしたので何か決定したものはございませんが、いろいろな不安の再確認、そしてより良い義務教育学校にするには、知恵を出し合っていきましょうというような前向きな方向性が確認されたというように報告を

受けております。第2回目以降の協議を期待しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

分かりました。その高田の未来を語る会に現役の教職員は何名か入ってるんでしょうか。それと、教育委員会からの参加というのではないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほど申し上げましたように学校関係者が6名で、高田小学校の管理職校長教頭、それから一般教職員の代表1名、それから次に高田中学校の管理職員校長教頭とそれから一般職員1名、計6名が参加しております。教育委員会は、学校運営協議会の委員の1人ではあるのですが、この高田の未来を語る会につきましては委員には入らず、オブザーバーという形で会の参加をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

オブザーバーということですが、教育委員会から1名ですか。もう少し参加するということはない、1名っていうことですか、やっぱり。教育委員会の方からもう少し例えば2名、理事を含めて2名なり3名なりっていう参加はないということですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現段階では1名のオブザーバーと考えておりますが、要請があつて、オブザーバーとして2名、3名参加してくださいというようなことがあれば、またそこで考えたいと思っております。高田の未来を語る会の主体性を支援してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

開校までに1年を切った状態で、最も基本となる学年のどこに何年生が行くとか、中学校の方に何年生から行くとかいうのが、まずは決まってほしいと思うんですね。次の高田の未来を語る会で決まるんでしょうか。保護者の方はそれが一番心配事だと思うんですよね。次の会議ではつきり学年の区割りが決まるかどうか教えていただきたいです。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

高田の未来を語る会が決定することですので、教育委員会としまして次回の会で決定するとか決定しないということは断言できません。早い段階での決定を期待しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今回のこの高田義務教育学校に関するることは教育委員会が決めるこことではなく、この高田の未来を語る会が学年の区割りから運営も決めていくということですね。それでしたら極端な話ですね、この会で今後高田中学校の敷地に小学校の校舎を建ててほしいということになれば、その意向は反映されるんでしょうか。どの辺まで反映されていくのかなと思って質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

高田の未来を語る会の協議事項にそちら入ってない、今現時点入ってないという認識です。そもそもですが、学校の建設に関しましては、基本的に契約予算化に含め、教育委員会のみならず当然町長部局の権限でもあるわけでございまして、要望としてあればそれは我々としても受け止めたいと思いますが、先ほど来申し上げておりますように分離型にしたという方向性も含め、頂いたお言葉に耳を傾けたいと思いますが、基本そういった要望等は出てこないんじゃないかなっていうふうに今現在では認識しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

高田義務教育学校の話は学校長や地域から出た話ではないのに、高田の未来を語る会に全てを任せるというのは、ちょっと言葉が悪いと思うんですけれども、丸投げのように感じる人もいると思います。県内の既存の義務教育学校はいずれも規模が小さく、浅子義務教育学校が小中合わせて25名、黒島が小中合わせて12名です。運営も地域の協力体制も見える範囲で小回りの利く学校だと思っています。高田の場合は児童生徒合併させて約500名で、しかも2校分離型ですからこの高田の未来を語る会だけでなく、やはり教育委員会の参加は不可欠だと思います。1名と言わず理事をはじめ複数の方が助言や現状の説明などしながら、この会を開催してはいかがかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

なにぶん県内初の取り組みでありますので、議員がご心配していただいてるとおりいろいろな不安材料はございます。その不安材料についても、先日の第1回目の語る会で確認がされ、このことについては先に話し合わないといけないよね、これについては少し後でもいいよねっていうようなところの確認はなされてたようでございます。要請があれば、参加をするのはやぶさかではございませんし、ただ、話し合っていただく内容につきましては義務教育学校の教育目標であるとか、教育課程であるとか、子どもたちの動きであるとか、学校の中身のことですので、この責任の主体は通常は校長です。校長が決定権がございます。ただし、この義務教育学校につきましては、本町の設置方針にのっとって、保護者の声も聞きます、地域住民の声も聞きます、一番の声を聞くのは児童生徒の声です、というのが趣旨になっておりますので、語る会がこの一つ決定機関ということになります。しかし、そこには大きく校長の思いが反映されるものとは思っております。教育委員会の思いが反映されることは趣旨と異なってしまいますので、そこについては役割分担をしっかりしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

3月議会では、同僚議員が学校運営に関心を持つ保護者なり、地域の人が語る会に参加することはできないのかっていうことを質問していましたが、それもその会の判断に任せるということになりますか。語る会以外の保護者なり、住民が傍聴でもできるようなそういうことにならないのかなと思いまして、それはどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

語る会の保護者代表につきましては、PTA会長さんを中心にいろんな意見がある方に入っていただいているように聞いております。中には少し義務教育学校に不安視、不安な部分が多い方とか、少しほてなマークが浮かんでる方にも入っていただいているというように聞いております。初めから方向性が決まっているのではなく、いろんな意見を確認しながら、より良いものをみんなでつくっていこうというようなベクトルに今向いてきているようですので、そこについては応援をしてまいりたいと考えているところでございます。傍聴につきましては、すいません、回答が足りませんでした。傍聴につきましては、高田の未来を語る会に問い合わせをしないといけませんが、会場の関係で難しい部分もあるかもしれません、決して秘密会ではございませんので、会の内容、話し合った内容等につきましては、もう第1回目の内容についてはまとめがされて、今後すぐ保護者の方には開示されるものと聞いておりますので、今後も内容についてはオープンなものになっていくものと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

とにもかくにも、まずは基本となる学年の区割りを早く決めてほしいと思います。高田の未来を語る会は、今後開校までに何回ぐらい会議をしていく予定でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

当初、高田小学校、高田中学校の校長の方から、4回を考えていますというような報告を受けておりましたが、第1回目の会議におきまして4回と言わず、みんなが納得いくまで会を臨時で増やしていくいいんじゃないかというようなお考えが出て、それでいきましょうというような、本当に前向きな会合が1回目なされたと聞いております。ですので、回数については、何回というところは現在決まっていませんとお答えさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

4回っていうのは私も少ないと思います。もう来年の4月から開校する予定になっているので、とても4回では話がつかないと思いますね。それで納得するまでっていうことで、それはもうよかったです。それから4番ですね、宿泊学習、修学旅行などの件ですけれども、それは他の小学校と同じように実施するということでとても私も安心いたしました。ただ、委員会活動について少しお尋ねしたいんですけども、もし高学年が中学校校舎に移ったとして、高学年が担っていたさまざまな委員会活動をどうするのかという問題があります。委員会活動っていうのは、すごく学びの場が、子どもたちの成長の場であるんですね。なので、それがなくなるのはちょっとどうなんだろうという気持ちがあります。小学校において、高学年はとても頼りになる存在です。言わば小学校の戦力とも言えると思います。委員会活動を通して、見えないところで学校を円滑に回していると言えます。その高学年がいなくなると、彼らが担っていた図書や飼育や給食などのさまざまな委員会活動は、下の学年が引き継ぐことになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学習指導要領におきまして、特別活動では児童会活動の一部として例示として代表委員会であるとか、委員会活動であるというものは例示であります。これまでには、委員会活動があるのが当たり前の小学校でした。中学校には専門委員会とか評議員会等がございます。それが当たり前でした。義務教育学校になった時に、今まであったものをその

まま残すものなのか、新しいものをつくるのか、ここがまた工夫の一つかなと考えております。5、6年生が担っていた仕事を4年生ができるのかできないのか、ここも考えるところかなと思っております。今のままだったら4年生には難しいかもしれません。でも、4年生にできる内容に少し工夫をしてあげると4年生は生き生きと活動するのではないかなと思われます。先日、洗切小学校の運動会を参観させていただいて、最後の競技が5、6年生の競技だったので、終わった後、5、6年生が身支度をしてる間に1年生を並ばせていたのは4年生でした。4年生も与えられた仕事はいろんな工夫ができるものだと思っております。これは4年生に限らず、1年生から9年生まで、義務教育学校の中でどのような役割があるのか、これも与えられた仕事をこなすだけではなく、自分たちで主体的にこの学校に自分たちはどんな貢献ができるのかというところで、組織づくりから子どもたちができるものになってほしいなと思いますし、現行の学習指導要領も組織づくりから子どもたちにということはうたわれております。現在、小中学校ではやや与えられてるところがございますので、今後小中学校におきましても、義務教育学校におきましても、その主体性、子どもたちの主体性を伸ばしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

分かりました。しかしながら4年生までの子どもたちに主体的についてるのはちょっとハードルが高いかなとは思いますが、それは今後のやり方次第ではないかと思います。それから、目に見えないところでの教員の仕事の負担が増えるのではないかとちょっと危惧しております。校内の清掃や毎日の図書の返却や貸し出しなど、表に出にくい負担が増えるのではないかと思うんですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校に限らず、教職員の業務量の負担軽減は至上命題となっておりますので、業務量の適正化につきましては、義務教育学校および小中学校におきましても、常に見直しを図りながら改善を図ってまいりたいと思っておりますが、義務教育学校におきましては、授業のこま数等々につきましては、若干軽減ができるのではないかというような試算が出ておりますので、その点については軽減が図られるものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

それでは、2つの校舎の交流についてちょっとお尋ねいたします。高田小、中学校はかなり距離が離れているので、直接顔を合わせての交流というのは、正直言ってほとん

どできないんじやないかと思います。運動会や遠足、また年に数回でもお互いの学校を訪問し合う、または中学校の職場体験の1つに加えるなど、実際に2つの学校の児童生徒が触れ合う機会をつくってほしいと思いますが、どのような形での交流を考えておられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

具体的な教育内容になってまいりますので、これを決めるのは今回は高田の未来を語る会になってまいりますので、教育委員会の考えをここで申し上げるのは差し控えさせていただきたいなと思いますが、議員と同じ考え方でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ありがとうございます。高田の児童生徒については、他の学校に比べてやはりデジタルでの交流などでタブレットを使う機会がやはり増えてくると思います。今の子どもは生まれた時からデジタル機器が身近にあり、家でも学校でもスマホやタブレットに接しています。最近は中学生でも詐欺などの犯罪に加担するケースがあります。正しくネットを使う教育も義務教育学校の9年間を通して行ってほしいと思います。普通の授業時間の確保でいっぱいいっぱいいだと思うのですが、小学校の低学年のうちから少しづつネットに関する教育をしてほしいと思いますが、そのような学習をする予定はありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

情報活用につきましては、義務教育学校の教育課程の重要な4つの柱の一つです、1年生から9年生までかけて社会の中で生き抜くための情報モラル、情報活用能力をしっかりと育成してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

6番目なんすけれども、中学校に通う高学年の児童、高学年が通うとしてですね、については中学校教員による音楽や美術などの学習の一部導入、また7年生、中1のことですね、については、数学など個人差が大きい教科における小学校教員による学習支援を掲げていますが、これでは教員の仕事が増えることになりませんか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

小学校高学年の担任で考えますと、音楽を中学校の教員に担っていただくと2時間減、美術、図工科を担っていただくと2時間減、そして学習支援にどれぐらい行くかっていうところになってきますが、負担が増加することを教員には求めるることは校長はいたしませんし、教育委員会としましても負担増になるようなことは支援はいたしません。負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

お互いに乗り入れながら教科を教えるという場合、小中学校両方の免許を持った教員でないと教えられないのじやないかと、素人ですけど思うんですが、小学校の免許しか持たない教員は中学校の学習支援には入れないと思いますし、逆に中学校の免許しか持たない教員は、小学校の授業ができないのではないかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。義務教育学校には小中どちらの免許も持っている教員を配置することになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校に勤務する教職員に対して、小中学校どちらも免許を持っているものが望ましいとされておりますが、当分の間はどちらかの免許だけで構わないというようなことが国および県で決まっております。で、学習支援に小学校の教員が入れないのではないかというお尋ねでございましたが、中学校の数学の教員が学習をコントロールして、そこに支援に入る形ですので、中学校の免許がなくても小学校の教員が生徒の学習支援することは可能でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

では学習支援という形でしたら免許がなくてもオーケーということですね。主体的に教えるのではなくて支援という形でしたら、それはいいということですね。分かりました。それから、もし中学校の校舎に高学年の5、6年生が行くということになると、思春期の子どもばかりを集めた学校になります。2月の説明会でもそのことを心配する保護者の声が上がっておりました。この頃の子どもは気持ちが揺れ動いたり、人間関係に悩んだりする時期もあります。そんな思春期の子どもばかりを最大で5学年預かる教員の生活指導などの負担が増えた場合は、どういう対策を考えておられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ご心配ありがとうございます。5学年思春期の子どもたちが集まることになりますが、じやあ4年生までが楽かっていうところになってくるんですが、そうではありません。どちらになっても、児童理解、生徒理解を進めていきながら、必要な生徒指導、発達段階に応じた児童理解、生徒理解に基づく生徒指導を丁寧に行っていくことが、児童生徒の安定につながるものと考えておりますし、教職員の負担軽減にもなるものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

例えば、スクールカウンセラーの訪問回数を増やすだとか、あるいは常駐させる、また中学校の心の相談室は小学生にはなじみがないので相談することをためらうことが考えられます。心の相談室に行きやすい雰囲気をつくるなどの対策をお願いしたいと思います。児童生徒の心の問題への対処について、どのように具体的に何かお考えがありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在小学校には親と心の相談員、中学校の方には心の教室相談員を置いておりまし、スクールカウンセラーが週に1回配置されております。必要に応じてスクールソーシャルワーカーの方も学校を訪問しております。いろんな子どもたちがおりますので、その子どもたちに寄り添うのは教職員だけではなくそういういろいろな人材を生かして、子どもたちの心が少しでも前を向き、社会的な自立につながるような支援は丁寧にしてまいりたいと考えております。これは義務教育学校になっても同様です。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

分かりました。私の希望といたしましては、小中学校ともに教職員を増やしてほしいと思うんですね。初めての2校分離型の義務教育学校ですので、やはり混乱することはあると思うんですね。離れた校舎で何かあった時に校長先生がすぐに対応できなかったり、そういういろんなことがあると思います。教職員にできるだけ負担がかからないように、教職員の余裕のある配置を考えもらいたいと思っています。県内の義務教育学校、2つですけれども、浅子が児童生徒25名に対して管理職含めて教職員が14名、黒島が児童生徒12名に対し管理職を含めて教職員が13名。これはとても小さな学校ですので、この配置が適切なのかどうか私には分からないんですけども、まず高田の場合は、小中合わせて約500名の児童生徒がおりますので、教員の確保は大変だとは

思いますけれども、ぜひ児童生徒に見合った教員の増員を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教職員の配置につきましては、町教委が関知するところではなく、県の方が人事異動の権限を持っております。ただし、この義務教育学校につきましては、議員がお示しのとおり新たな取り組みでもございますし、管理職員の複数配置はもちろんですが、教職員の定数以上の追加配置をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

時間も迫ってきましたので、説明会については先ほどもう教育委員会の主体ではしないということだったので、8番目の委員会の中でおおよその学校運営の方針は立てていますかということなんですが、校長先生はじめ管理職の配置はどのように考えておられるのでしょうか。2校に分かれるとどちらかで問題が起きたときに、校長先生が行ったり来たりすることになり、非常に負担が大きくなるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

校長が行き来しなくてもいいように、管理職員の複数配置を、これはマストで県の方にお願いをしてまいりたいと思います。ただし、校長は1名ですので、ここで考えておるところは校長および副校長、そして教頭の複数配置と考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

校長先生が1人ということで、校長先生は常時どこに在籍在校されるんでしょうか。図書公務員のように月水金が小学校で火木が中学校というふうに曜日を分けてそれぞれの学校を行き来するのか、それともどこか中学校なら中学校に常に在籍して、何かあつた時に小学校の方に行くとか、そういうふうな形になるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

それこそ校長の学校経営方針、学校経営のやり方で変わってくるかと思いますので、校長次第という形になると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

教職員や保護者、地域住民と児童生徒が参画しての4者での協議を掲げられておりますが、3月の同僚議員の質問の時も、地域と学校がすごく離れているような気がするというふうに同僚議員も言っておりました。私も少しそれをちょっと感じるんですけれども、義務教育学校について、そういうことが地域と離れることがないように、ぜひお願いしたいと思いますので、その点だけぜひお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ちょっと次の質問ができなかったんですけども、次回に回したいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで下町純子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時20分）